

登別市津波避難計画

登 別 市
令 和 8 年 3 月

目 次

第1章 総 則

1 目 的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1

第2章 津波避難計画

1 避難対象地域	3
2 避難困難地域	4
3 指定緊急避難場所等の指定	7
4 避難経路等の指定	10
5 避難方法	11

第3章 初動体制

1 職員の連絡・参集体制	12
2 津波情報の収集・伝達	14
3 避難誘導等に従事する者の安全確保	17

第4章 避難指示等の発令

1 発令基準	18
2 発令時期及び発令手順	18
3 伝達方法	19

第5章 津波防災教育・啓発

1 津波防災教育・啓発の手段	20
2 津波防災教育・啓発の内容	20
3 津波防災教育・啓発の場等	21
4 津波避難訓練の実施	21

第6章 観光客、災害時要配慮者の避難対策及び広域一時滞在

1 観光客等の避難対策	23
2 災害時要配慮者の避難対策	24
3 広域一時滞在	25

【資料編】

1	主な津波避難目標地点一覧	27
2	指定緊急避難場所（高台避難場所）一覧	30
3	指定緊急避難場所（津波避難ビル）一覧	31
4	津波災害警戒区域外にある指定避難所一覧	32
5	各避難対象地域の指定緊急避難場所及び主な避難路	33
6	各地域の避難経路図	41
	（1）避難路図①（鷺別・美園・若草・新生・富岸地区）	41
	（2）避難路図②（富岸・青葉・幌別地区）	42
	（3）避難路図③（幌別・幸町地区）	43
	（4）避難路図④（富浦・登別地区）	44

第1章 総則

1 目的

この計画は、地域防災計画に基づき、津波から住民等の生命と身体の安全を確保するため早く避難するにはどうしたら良いかといった観点から作成したもので、円滑に津波から避難するための計画である。

本計画の範囲は、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間とし、津波災害の危機が切迫した地域におけるすべての居住者、観光客、通過者等（以下、「避難者」という。）を対象とする。

また、本計画をもとに自主防災組織の活動、各事業所の防災対策及び避難施設等の整備を進めるものとする。

2 計画の修正

この計画は、策定後の訓練などにより明らかになった課題や避難施設など、新たに講じた津波防災対策及び社会条件等の変化に応じて継続的に見直しを行い、必要があると認められるときには、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において使用する用語等は次のとおりとする。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域と水深を表したもので、津波防災地域づくりに関する法律に基づき北海道知事が設定・公表した区域

(2) 津波影響開始時間

地震直後の海面に±20cmの水位変動が生じるまでの時間

(3) 津波到達予想時間

津波の浸水深が1cmとなる、地震発生からの時間。（津波浸水開始時間）

※ 気象庁が津波情報で発表するものは、津波による潮位変化が始まると予想される「津波到達予想時刻」

(4) 津波災害警戒区域

最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあるため、警戒体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律に基づき北海道知事が指定した区域

(5) 基準水位

津波の浸水深に、津波が建物等に衝突した際の水位の上昇（せり上がり）を加えた水位

(6) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波災害警戒区域（津波浸水想定区域）に基づき市が指定する地域

(7) 避難困難地域

- 津波到達予想時間までに、避難目標地点等の避難先に避難することが困難な地域
- (8) 避難目標地点（避難先）
津波の危険から避難するために、可能な限り避難対象地域の外に定める地点
 - (9) 指定緊急避難場所（避難先）
災害の危険から命を守り、緊急的に避難するために、原則、避難対象地域の外に定める場所で、災害対策基本法に基づき市が指定するもの
 - (10) 高台避難場所（避難先）
津波時に緊急的に避難するため、津波災害警戒区域の外にある避難場所で市が指定するもの。指定緊急避難場所のひとつ
 - (11) 津波避難ビル（避難先）
避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する避難対象地域内にある建物で市が指定するもの。指定緊急避難場所のひとつ。
 - (12) 指定避難所
災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が、帰宅及び仮設住宅等に移動できるまでの一定期間滞在するための施設等で、災害対策基本法に基づき市が指定するもの。
本計画では、津波の影響範囲に対応した避難所を指す
 - (13) 避難路
避難先まで最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路等で、市が指定するもの
 - (14) 避難経路
避難先まで最も短時間で、かつ安全に到達できる経路で、市、自主防災組織、住民等が指定又は設定するもの
 - (15) 災害時要配慮者
高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児など防災施策において特に配慮を要する者
 - (16) 避難行動要支援者
災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
 - (17) 高齢者等避難
遠地地震においては、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表されることがあることから、市長が津波警報等の発表前であっても必要と認める地域の住民等に対し、避難に時間のかかる高齢者や障がい者等に危険な場所から避難を指示する発令
 - (18) 避難指示
市長が必要と認める地域の住民等に対し、危険な場所から全員避難を指示する発令
 - (19) 避難促進施設
社会福祉施設、学校、医療施設などの主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設
 - (20) 広域一時滞在
被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、他の市町村の区域において一時的に避難させること

第2章 津波避難計画

1 避難対象地域

避難対象地域は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、北海道知事が令和3年10月8日に指定した津波災害警戒区域（津波浸水想定区域）を基本とし、避難対象地域の指定にあたっては、避難指示等を発令する場合に対象の地域名が住民等に正確かつ迅速に伝わることを重視して丁目を基本単位とする。

なお、本避難計画における避難の考え方は、避難対象地域外の町内会等における自主的な避難計画にも準用する。

(1) 大津波警報発表時の避難対象地域

町・丁目名	対象となる町内会名
美園町1～5丁目	美園南町内会、旭ヶ丘町内会、美園町会
鷺別町1～6丁目	鷺別1丁目町内会、鷺別2丁目町内会、鷺別3丁目町内会、鷺別町4丁目町内会、鷺別町6丁目町内会、ひまわり町内会、はまなす町内会、ありあけ町内会
若草町1～6丁目	若草町内会、若草第二町内会
栄町1～4丁目	はまなす町内会、ありあけ町内会、はまわし町内会、富浜町内会、若葉町内会
新生町1～5丁目	新生町内会、新生町2丁目町会、新生団地自治会、新生北町内会、新生町三丁目町会、新生町望洋町内会
富岸町1～3丁目	富岸町内会
若山町1～4丁目	あかしや町内会、若山団地町内会、汐平町内会、若葉町内会、若緑町内会
大和町1・2丁目	大和町内会、汐平町内会
緑町1～4丁目	若緑町内会、新登津町内会、緑町団地町内会、西川上町内会
青葉町	西川上町内会、青葉町青嶺高町内会
桜木町1～6丁目	来福町内会、さくら団地自治会、桜木団地町内会、西川上町内会、新登津町内会、市営住宅桜木自治会
新川町1～4丁目	新川町内会、新川第二町内会、香風町会
片倉町2～6丁目	片倉町内会
富士町1～7丁目	曙町内会、プレハブ町内会、新和会、山手町内会、香風町会
柏木町1～4丁目	柏木町内会、柏木団地町内会、山手町内会
中央町1～7丁目	中央栄町内会、中央町駅前町内会、中央町三丁目町内会、中央町十字街町内会、中央町内会、中央新生町内会、中央東町内会
常盤町1～5丁目	常盤町内会、緑ヶ丘町内会
幌別町1～8丁目	幌別第一町内会、幌別第二町内会、幌別第3町内会、幌別鉄南第5町内会、幌別鉄南第6町内会、幌別鉄南第7町内会、幌別鉄南第8町内会
千歳町 千歳町1～6丁目	千歳町内会、千歳団地町内会、南千歳町内会、緑ヶ丘町内会、中央栄町内会、ニナルカ町内会
幸町1～6丁目	すずらん団地町内会、千歳町内会

新栄町	新栄町内会、千歳町内会
富浦町1～5丁目	富浦町防犯灯を守る会、すずらん団地町内会
登別港町1・2丁目	登別東町2町会
登別本町1～3丁目	登別本町会、登別本町2町会
登別東町1～5丁目	登別東町一町会、登別東町2町会、登別東町第三町会、登別東町第4町会、登別東町第五町会

(2) 津波警報発表時の避難対象地域

町・丁目名	対象となる町内会名
鷺別町1～6丁目	鷺別1丁目町内会、鷺別2丁目町内会、鷺別3丁目町内会、鷺別町4丁目町内会、鷺別町6丁目町内会、ひまわり町内会、はまなす町内会、ありあけ町内会
栄町1～4丁目	はまなす町内会、ありあけ町内会、はまわし町内会、富浜町内会、若葉町内会
大和町1・2丁目	大和町内会、汐平町内会
幌別町1～8丁目	幌別第一町内会、幌別第二町内会、幌別第3町内会、幌別鉄南第5町内会、幌別鉄南第6町内会、幌別鉄南第7町内会、幌別鉄南第八町内会
幸町1～6丁目	すずらん団地町内会、千歳町内会
富浦町1～4丁目	富浦町防犯灯を守る会、すずらん団地町内会
登別港町1・2丁目 (うち JR 線路より海側)	—

2 避難困難地域

避難困難地域は、避難対象地域内で避難開始から津波到達予想時間までに、避難経路等を経由して避難目標地点又は高台避難場所等の避難先まで到達することが困難な地域とし、以下の(1)～(5)の手順で抽出する。

なお、避難困難地域の抽出は、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して、津波到達予想時間内に避難できるか否かを検証するよう努める。

(1) 津波到達予想時間

津波到達予想時間及び予想される津波の高さは、道が指定した「津波災害警戒区域」による。

なお、津波到達予想時間及び予想される津波の高さは、各地点により異なるため、市内の最短時間及び最大高さで設定する。

津波(第1波)到達予想時間(市内の最短時間の地点)	39分
予想される津波の高さ(市内の最大高さの地点)	12m

(2) 避難可能距離(範囲)の設定

避難時の歩行速度は1.0m/秒、避難開始時間は地震発生後5分を目安とするが、歩行困難者、乳幼児等は歩行速度が低下することや、夜間に発生した場合には昼間より時間がかかること、また、冬季の積雪時における歩行速度の低下を考慮し、避難可

能距離（範囲）は、津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。

なお、避難方法は原則徒歩とし、避難可能距離は、次の式により算出する。

$$\text{避難可能距離} = \text{歩行速度} \times \text{避難可能時間（津波到達予想時間 - 避難開始時間）}$$

$$810\text{m} = 30\text{m/分} \times 27\text{分（}39\text{分} - 12\text{分）}$$

ア 歩行速度

歩行速度は、歩行困難者や乳幼児等及び積雪を考慮し、30m/分（0.5m/秒）と設定する。

イ 避難開始時間

避難開始時間は、冬期の夜間に発生した場合を想定し、12分と設定する。

参考：「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定項目及び手法の概要（抜粋）」

（中央防災会議防災対策実行会議日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討WG）

【歩行速度】

	健常者中心 ^{※2}	避難行動要支援者同行 ^{※2}	全 体
非積雪時	0.68 m/s (40.8 m/m)	0.47 m/s (28.2 m/m)	0.62 m/s (37.2 m/m ^{※1})
積雪時 ^{※3}	0.54 m/s (32.4 m/m)	0.38 m/s (22.8 m/m)	0.50 m/s (30.0 m/m)

※1 東日本大震災時の平均徒歩避難速度の0.62 m/s (37.2 m/m)に設定

※2 健常者の避難速度と避難行動要支援者同行の避難速度は、東日本大震災の実績から8：2の人数割合であったとして全体平均より設定

※3 積雪時の避難速度は、東日本大震災の平均避難速度から2割低下

【避難開始時間】

区分	避難する		切迫避難あるいは避難しない
	すぐに避難する （直接避難）	避難するがすぐには避難し （用事後避難）	
昼	5分 ^{※1} → 7分（冬季） ^{※3}	15分 ^{※4} → 17分（冬季） ^{※3}	津波が到達してから避難
夜	10分 ^{※2} → 12分（冬季） ^{※3}	20分 ^{※2} → 22分（冬季） ^{※3}	

※1 巨大地震の場合は揺れが5分程度継続する可能性があるため、避難は揺れが収まってから

※2 寝間着からの着替え等のため昼間より+5分と仮定

※3 防寒着の着用等でさらに+2分と仮定

※4 東日本大震災の調査結果による。

（3）避難目標地点の設定

避難目標地点は、避難対象地域外へ避難する際の目標地点であり、避難対象地域（浸水想定地域）の境界と避難路等との接点付近に設定することを基本とし、次の点にも留意する。

ア 避難目標地点に到達後、さらに指定緊急避難場所又は指定避難所等、津波が終息

するまでの間安全を確保できる場所へ移動できる避難経路等の確保に努める。

イ 袋小路或いは背後に階段などの避難経路等がない急傾斜地や崖地付近は避ける。

ウ 土砂災害や液状化など、地震により安全性に影響が生じるおそれのある場所は避ける。

(4) 避難経路等の設定

避難経路等は、避難目標地点まで最も短時間で、かつ、安全性の高い経路を定めることを基本とし、次の点にも留意する。

ア できる限り幅員の広い経路を選定し、かつ、迂回路等の確保に努める。

イ 津波が想定より早く到達する場合があることから、あらかじめ避難経路等として整備された道路等を除き、海岸沿いや河川沿いの経路はできる限り避ける。

ウ できる限り津波の進行方向と同方向へ避難する経路を選定する。

エ 気象条件により通行が困難になる経路はできる限り避ける。

(5) 避難困難地域

避難困難地域は、目安としている避難時の歩行速度 1.0m/秒、避難開始時間の地震発生後5分で全員が目安の速度で避難できると仮定した場合は発生しないが、歩行困難者、乳幼児等歩行に時間がかかる方や、夜間、冬季の積雪時における歩行速度の低下を考慮した場合、避難困難地域が発生する。

避難困難地域は、前記(1)から(4)まで手順により、避難目標地点等の避難先から半径650m(避難可能距離810mを基本に避難経路等の湾曲等を考慮して設定)の円の範囲外を避難困難地域として抽出する。ただし、避難可能距離内に避難ビルがある地域において、当該避難ビルに避難する人数を全て収容できないと見込まれる場合は、当該避難ビルを逃げ遅れた方等の避難場所とし、当該地域は避難困難地域とする。

なお、抽出にあたっては、地域名が住民等に正確かつ迅速に伝わることを重視して避難困難地域を含む丁目を基本単位とする。

【避難困難地域】

町・丁目	対象となる町内会名
栄町1～4丁目	はまなす町内会、はまわし町内会、富浜町内会
若山町1丁目	若緑町内会
大和町1・2丁目	大和町内会
緑町1・2丁目	若緑町内会、新登津町内会
桜木町1～3・5・6丁目	来福町内会、新登津町内会、さくら団地自治会、西川上町内会
新川町2・3丁目	新川町内会、香風町会、新川第二町内会
幌別町7・8丁目	幌別第一町内会、幌別第二町内会、幌別第三町内会、幌別鉄南第5町内会、幌別鉄南第6町内会、幌別鉄南第7町内会、幌別鉄南第八町内会
幸町1～6丁目	千歳町内会、すずらん団地町内会
登別港町1・2丁目	—

(参考：津波避難ビルを考慮しない場合の避難困難地域)

町・丁目名	対象となる町内会名
鷺別町4～6丁目	鷺別町4丁目町内会、ひまわり町内会、ありあけ町内会、鷺別町6丁目町内会、はまなす町内会
栄町1～4丁目	はまなす町内会、はまわし町内会、富浜町内会
若山町1・4丁目	若葉町内会、若緑町内会
大和町1・2丁目	大和町内会
緑町1・2丁目	若緑町内会、新登津町内会
桜木町1～3・5・6丁目	来福町内会、新登津町内会、さくら団地自治会、西川上町内会
新川町1～4丁目	新川町内会、香風町会、新川第二町内会
片倉町4・5丁目	片倉町内会
富士町1～5丁目	曙町内会、プレハブ町内会、香風町会、新和会
中央町1～4丁目	中央町駅前町内会、中央町十字街町内会、中央町内会、中央新生町内会
幌別町1～8丁目	幌別第一町内会、幌別第二町内会、幌別第三町内会、幌別鉄南第5町内会、幌別鉄南第6町内会、幌別鉄南第7町内会、幌別鉄南第八町内会
幸町1～6丁目	千歳町内会、すずらん団地町内会
登別港町1・2丁目	—

3 指定緊急避難場所等の指定

津波災害から命を守り緊急的に避難するため、災害対策基本法に基づき指定緊急避難場所を指定する。

指定にあたっては、安全性、照明・備蓄などの機能が確保されている場所を指定するよう努めることとするが、何よりも安全性の確保が重要であることから、機能性は段階的に確保していくこととする。

(1) 指定緊急避難場所（高台避難場所）

指定緊急避難場所は、資料編1のとおりとする。

指定にあたっては、安全で確実な避難空間を確保するため次の考え方による。

ア 安全性の確保

(ア) 管理条件

- ・ 地震が発生し、津波が到達又は到達するおそれがある場合に避難者等に開放されること。
- ・ 避難者等の受け入れの用に供する部分について、物品の設置又は地震による落下等により避難上の支障を生じさせないこと。

(イ) 位置条件

- ・ 安全区域内（浸水想定区域外）に立地すること。

(ウ) 構造条件（位置条件を満たさない場合に満たす必要がある条件）

- ・ 耐津波性及び耐震性を有すること
津波により生ずる水圧、波力、振動、衝撃など、施設に作用する力によって、

損壊、転倒、滑動その他構造耐力上支障のある事態を生じさせないこと。

また、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

- ・ 基準水位以上の高さに避難スペースを有すること
基準水位以上の高さに避難者等の受入用部分があり、かつ、当該部分までの避難上有効な経路があること。

※ 津波は大きな地震に伴って発生する機会が多いことから、指定緊急避難場所についても、耐震性を有するとともに、土砂災害や液状化など、地震による影響が生じるおそれがない場所とすることが望ましい。

耐津波性については、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成23年国土交通省告示第1318号）」における構造にかかわらず必要な性能を確認する手法、「許容深水深表による津波に対する安全性を確かめる方法について（国土交通省）」及び「改良簡便法（道）」により確認すること。

イ 機能性の確保

- （ア）避難者一人あたり十分なスペース確保されていることが望ましい。
- （イ）指定緊急避難場所の表示があり、入口等が明確であることが望ましい。
- （ウ）夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていることが望ましい。
- （エ）指定緊急避難場所から指定避難所に移動するまでの間（2、3日程度）、滞在できる備品（毛布等）、水や食料、非常電源、暖房器具、乾いた衣類等が備蓄されていることが望ましい。
- （オ）災害時要配慮者に配慮した環境が確保されていることが望ましい。

（2）津波避難ビル

津波避難ビルは、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を指定することとし、資料編2のとおりとする。

現在指定されている津波避難ビルは、住民等の生命の安全を確実に担保するものではないが、津波避難ビルの指定にあたって最も重要な点は、津波から生命を守る可能性の高い手段を少しでも多く確保しておくということである。

このため、平成24年3月に国土交通省が策定した「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」及び令和6年3月に北海道が策定した「津波避難計画策定指針」を踏まえ、既に指定している津波避難ビルの構造基準等について調査（平成23年国土交通省告示第1318号及び許容深水深表による津波に対する安全性を確かめる方法について（国土交通省）等に基づく確認）を進め、安全性の確保ができない場合は、指定の解除等を検討することとする。津波避難ビルの指定の考え方は次による。

ア 安全性の確保

- （ア）原則、RC（鉄筋コンクリート造）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の建物構造とする。
- （イ）耐震性を有していること。（昭和56年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物等）
- （ウ）耐津波性を有していること。

※ 耐津波性については、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成23年国土交通省告示第1318号）」における構造にかかわらず必要な性能を確認する手法、「許容浸水深表による津波に対する安全性を確かめる方法について（国土交通省）」及び「改良簡便法（道）」により確認すること。

(エ) 基準水位以上の高さに避難スペースを有すること。

イ 機能性の確保

(ア) 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていることが望ましい。

(イ) 夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

ウ 津波避難ビルの指定

(ア) 上記ア及びイの津波避難ビル指定の考え方と合致する施設を避難対象地域内から指定する。

(イ) 津波避難ビルの指定にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要なことから、施設の所有者に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただきながら、施設所有者・管理者及びマンション等住民の意見を代弁できる代表者の同意を得た施設から選定する。（今後立地が予定されているものを含む。）

(ウ) 施設所有者・管理者等の合意が得られた後、津波避難ビルに関する協定書の取り交わしを行い、指定を行うものとする。ただし、公共施設及びこれに準じる施設を選定する場合は、協定書の取り交わしを要しないものとする。

(エ) 上記（ア）～（ウ）の要件と合致した建物であっても、避難スペースの確保が難しい施設、使用目的などが特殊な施設及び多くの地域住民から不安視された施設等、津波避難ビルに適さないと判断した場合には指定しない。

(オ) 施設には、その施設が避難ビルに指定されていることを示す表示板を掲示する。表示板のデザインはISOにより国際規格化されたピクトグラムを使用する。

(カ) 既に指定されている津波避難ビルにおいて、ア及びイの要件に合致しない施設をやむを得ず津波避難ビルとして指定を継続する場合には、地域住民に対し、同施設の抱える課題について正しく周知し、可能な限り指定緊急避難場所等より安全な施設への早期避難を行うよう普段から呼びかけを行うこととする。

(キ) 津波浸水想定区域内に安全性及び機能性を満たす施設が存在しない場合は、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用及び津波避難タワーの整備や公園等の人工的な高台の設置等についても検討する。

エ 津波避難ビルとして活用

(ア) 津波避難ビルとしての活用は、津波警報又は大津波警報発表時から警報が解除され、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が必要と認めるときから市が必要でなくなったと認めるときまでとする。

(イ) 開設時の施設の利用及び解錠方法等については、施設管理者等との事前確認を綿密に行うものとする。

オ 周知、啓発等

(ア) 津波避難ビルを指定又は解除した場合には、住民等に対し、広報紙、市ウエ

ブサイト及び市連合町内会等を通じて周知を図るとともに、防災関係機関との情報共有等を図る。

(イ) 市は、平時から住民、自主防災組織及び防災関係団体等に対して、津波避難ビルの活用方法等について周知するとともに、津波避難ビルの活用にあたり、施設管理者及び住民等に対して、円滑かつ秩序ある行動ができるよう避難訓練等を通じた周知・啓発に努める。

(3) 指定避難所

指定避難所は、津波の危険から避難するために、まず避難者が避難目標地点又は高台避難場所等の安全な場所に避難し、災害の状況を踏まえ安全が確認された後に避難する所であり、避難対象地域の範囲等を勘案してできる限り多くの施設を指定する。

現在、津波災害警戒区域外にある指定避難所は、資料編3のとおり。

なお、津波警報発表時（予想津波高さ3m以下）においては、災害の状況を踏まえ、JR線路以北（山側）の指定避難所の使用についても検討する。

4 避難経路等の指定

避難経路等は、資料編「各地域の津波避難計画図」に示すとおりとする。合わせて、市防災マップ（令和4年3月版）の津波ハザードマップにも示す。

指定にあたっては、次の事項に留意し、避難に必要な安全性や機能性が確保されている道路等を避難経路等として選定する。

(1) 安全性の確保

ア 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、幅員が広いこと。

イ 橋梁（跨線橋等）を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。

ウ 海岸、河川沿いの道路は原則として避難経路等としない。

エ 避難経路等は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定・設定する。

オ 避難途中での津波の襲来に対応するため、避難経路等に面して津波避難ビルが設置されていることが望ましい。

カ 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。

(2) 機能性の確保

ア 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。

イ 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。

ウ 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

※ 観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあたっては、幅員を十分に考慮する必要があり、特定の避難経路等に避難者が集中することを避けるため、避難ルートの分散化にも考慮する。

避難経路等上にある線路について、災害発生時における列車の運行や踏切の状況を確認するため、管理者との連絡体制を確立するとともに、踏切により遮断された場合を想定して、迂回路の設定に努める。なお、踏切の遮断により避難に著しい支障が生じるおそれがある場合には、災害時における対応について管理者と協議し取

扱を定めるものとする。

(3) JR線路横断を可能とする避難経路の確保

ア JR北海道、JR貨物、北海道、北海道運輸局等と協議を進め、了承を得た箇所から線路横断に伴う工事を実施し、地域住民へ横断要領などの注意事項の周知を図り、横断時の安全対策を万全にする。

イ 令和8年度に若草小学校付近及び新生団地付近の2箇所にJR線路横断を可能とする避難経路を確保する。今後JR北海道等と協議を進め、JR線路横断箇所の拡充を図る。

5 避難方法

(1) 避難の方法

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあり、自動車が走行できない或いは自動車が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げることなどが想定されるため、原則として徒歩によることとする。

ただし、以下の場合には、災害による道路寸断、道路渋滞、交通事故等の可能性が低いことを慎重に確認した上で、自動車の使用を含め、地域の実情に応じた多様な手段による避難について検討する。

ア 単独による徒歩避難が困難（避難行動要支援者）であり、他者の支援を受けても避難目標地点や高台避難場所、津波避難ビルへの避難が困難な場合。

イ 人口の少ない津波浸水想定区域内から津波到達時間内に安全な避難先まで到達できない場合。

ウ 避難困難地域からの避難の場合

(2) 各避難対象地域の緊急避難場所（高台、避難ビル）及び避難経路等

各避難対象地域の緊急避難場所（高台、避難ビル）及び避難経路等を資料編4に示す。

第3章 初動体制

津波による人的被害を軽減するためには、津波警報等（津波注意報、津波警報、大津波警報）の伝達や避難指示の発令を早期にかつ正確に行うことが何よりも重要である。

このため、勤務時間内又は勤務時間外に津波警報等が発表された場合や震度4以上の強い揺れの地震を観測した場合、或いは揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合における職員の連絡・参集体制、津波警報等の収集・伝達体制について定める。

1 職員の連絡・参集体制

津波警報等が発表されてから解除されるまでの間、津波の実況や被害状況の把握等ができる体制を整えるものとする。また、参集の基準に達した場合には、その情報等を認知後、参集連絡を待つことなく、速やかに自主的・自動的に参集するものとする。

職員の連絡・参集体制については、「登別市地域防災計画『第1編-第3章-第3節 非常配備体制』」に定めるほか、次によるものとする。

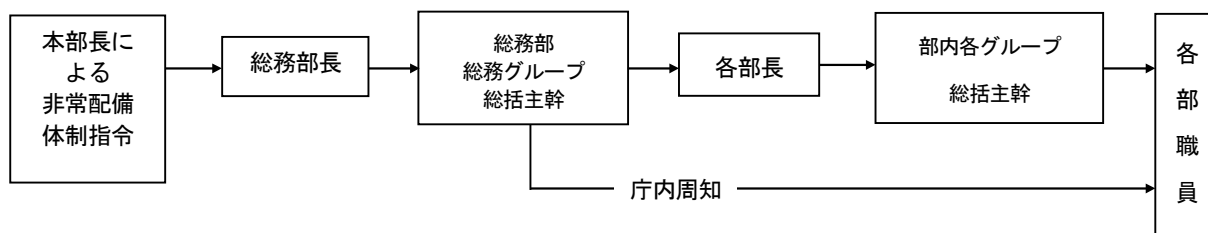
(1) 勤務時間内の伝達系統

ア 非常配備体制（警戒体制・非常配備）が指令された場合、又は市本部を設置した場合、本部長（市長）の指示により、関係部長に対し通知するとともに庁内周知などにより職員に伝達する。

イ 各部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

※ 地震・津波に関する非常配備体制については、震度4以上の地震、1分程度以上の長い揺れの地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、配備体制の指示又は発令の有無にかかわらず、定められたそれぞれの配備体制が発令されたものとする。

【非常配備等伝達系統図】



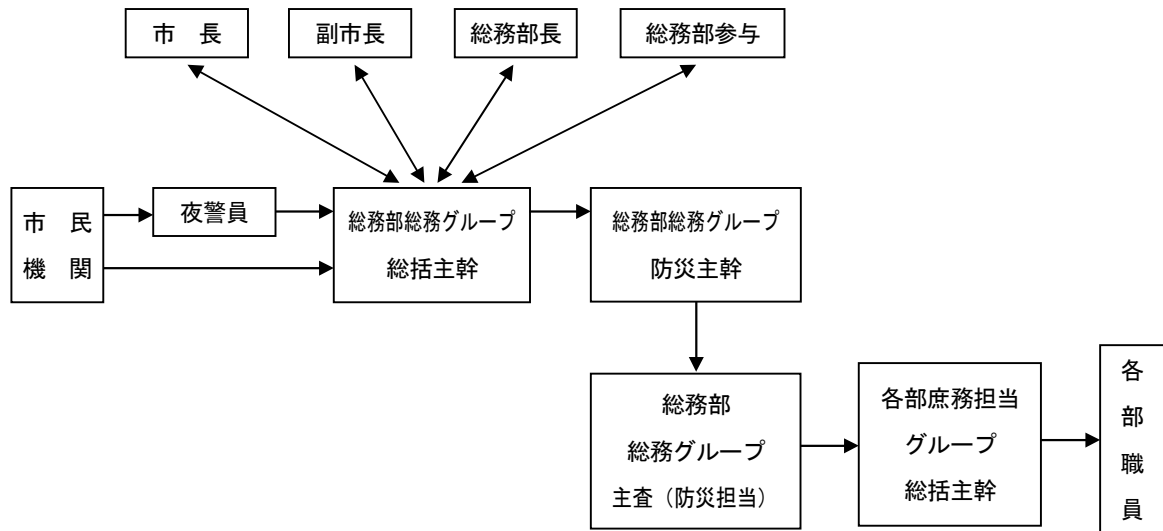
(2) 勤務時間外（夜間、休日等）の伝達系統

ア 総務部総務グループ総括主幹は、震度4以上の地震、1分程度以上の長い揺れの地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合は、非常配備区分に基づき関係職員に連絡又は職員を招集するものとする。

イ 夜警員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部総務グループ総括主幹に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部庶務担当グループ総括主幹に通知する。総務部総務グループ総括主幹は、非常配備区分に基づき関係職員に連絡又は職員を招集するものとする。

- (ア) 災害関係の情報等が関係機関から通知された場合
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急処置を実施する必要があると認められる場合
- (ウ) 災害発生のおそれがある異常現象の通報があった場合

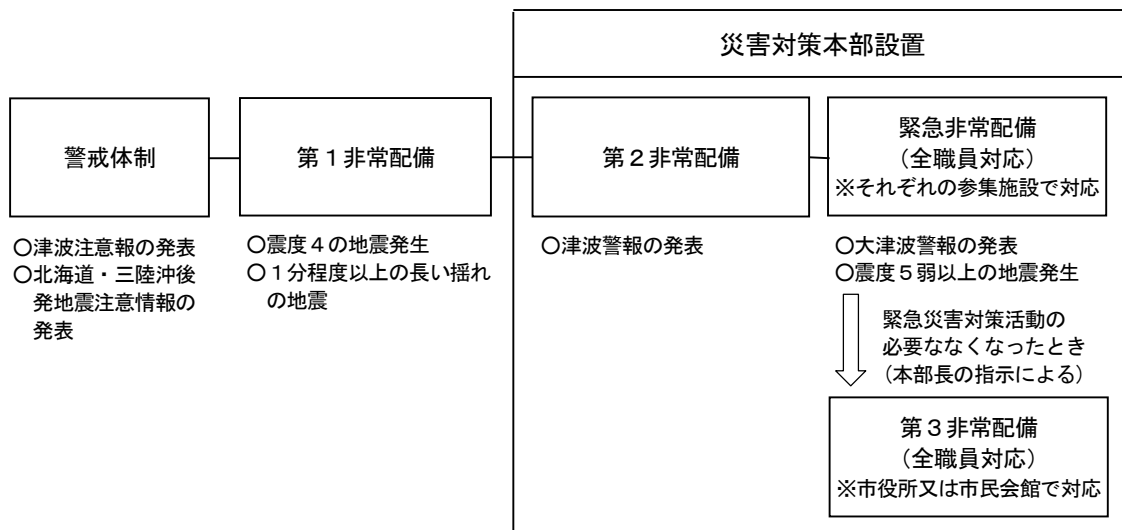
【夜警員による伝達系統】



(3) 警戒体制・非常配備体制

警戒体制・配備体制については、「登別市地域防災計画『第1編—第3章—第3節 非常配備体制』によるものとする。

【地震・津波（自主参集）の非常配備体制】



2 津波情報の収集・伝達

津波情報の収集・伝達については、「登別市地域防災計画『第3編—第2章—第1節 地震・津波情報等の伝達計画』」に定めるほか次によるものとする。

(1) 津波情報の収集・伝達

ア 津波警報等の早期収集

津波警報等は、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等から情報収集する。

津波警報等は、地震発生から約3分を目標に気象庁から発表され、津波予報区単位（登別市：北海道太平洋沿岸西部）で予想される津波の高さと津波到達予想時刻が示され、その際の津波の高さは5つに区分され各区分の高い方の数値が発表されます。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表されます。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示されます。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ】

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m<予想高さ	10m超	巨大
	5m<予想高さ≤10m	10m	
	3m<予想高さ≤5m	5m	
津波警報	1m<予想高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(標記しない)

イ 津波情報の収集

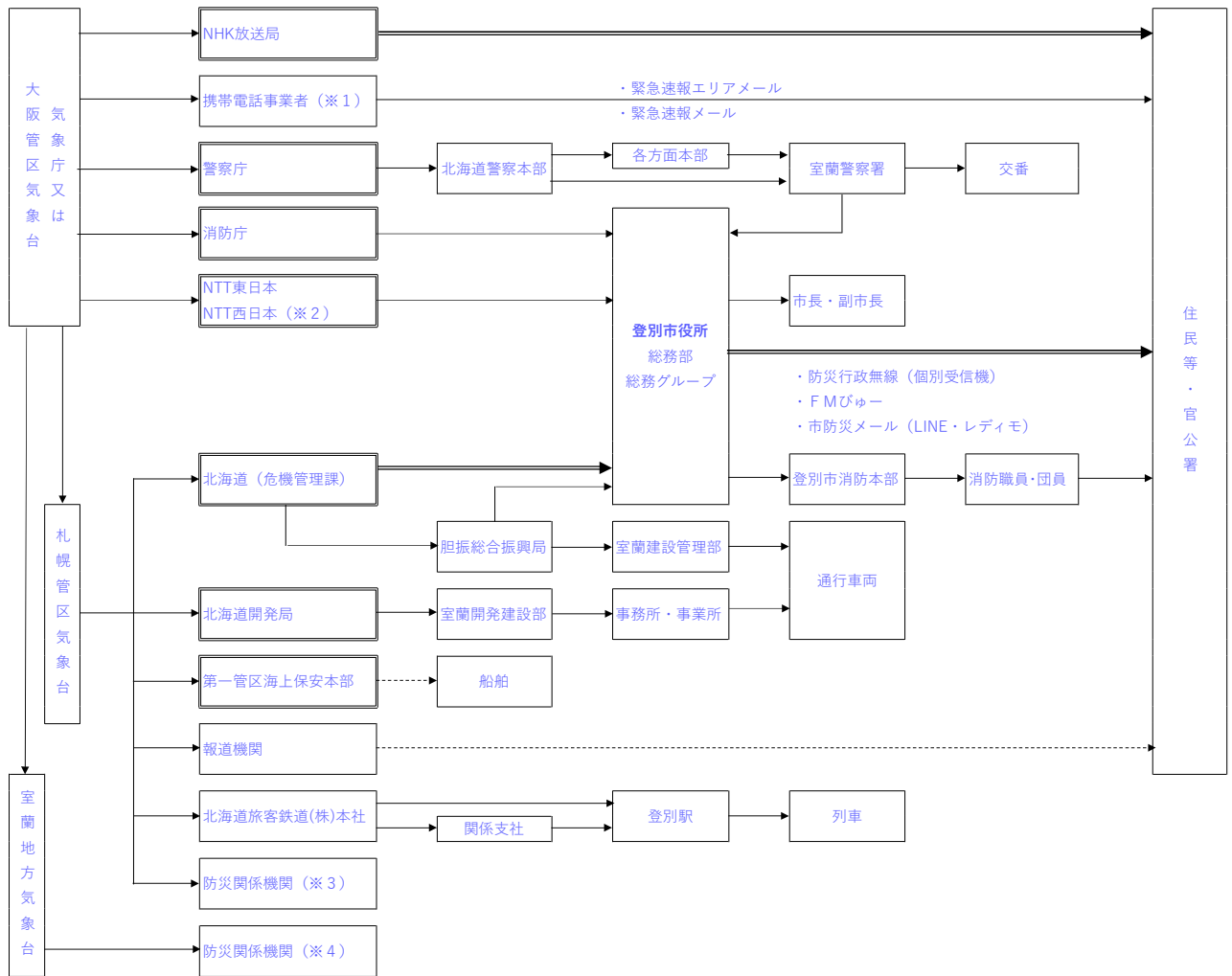
津波の実況等の情報収集は、気象庁が発表する津波観測情報や沖合津波観測情報における沿岸又は沖合の津波観測結果等の収集、地方公共団体の整備による監視用カメラや津波観測機器等により行うことを基本とする。

高台等の安全な場所から目視により海面を監視する方法もあるが、東日本大震災の教訓を踏まえ、情報収集や目視確認を行う者の安全を確保する。

ウ 津波情報等の伝達

津波警報等、津波情報、避難指示等の情報は、防災行政無線、テレビ、ラジオ、市登録制メール、市登録制ライン、緊急速報メール、コミュニティFM、インターネット等を活用し、住民等に迅速かつ正確に伝達する。伝達系統図は次のとおり。

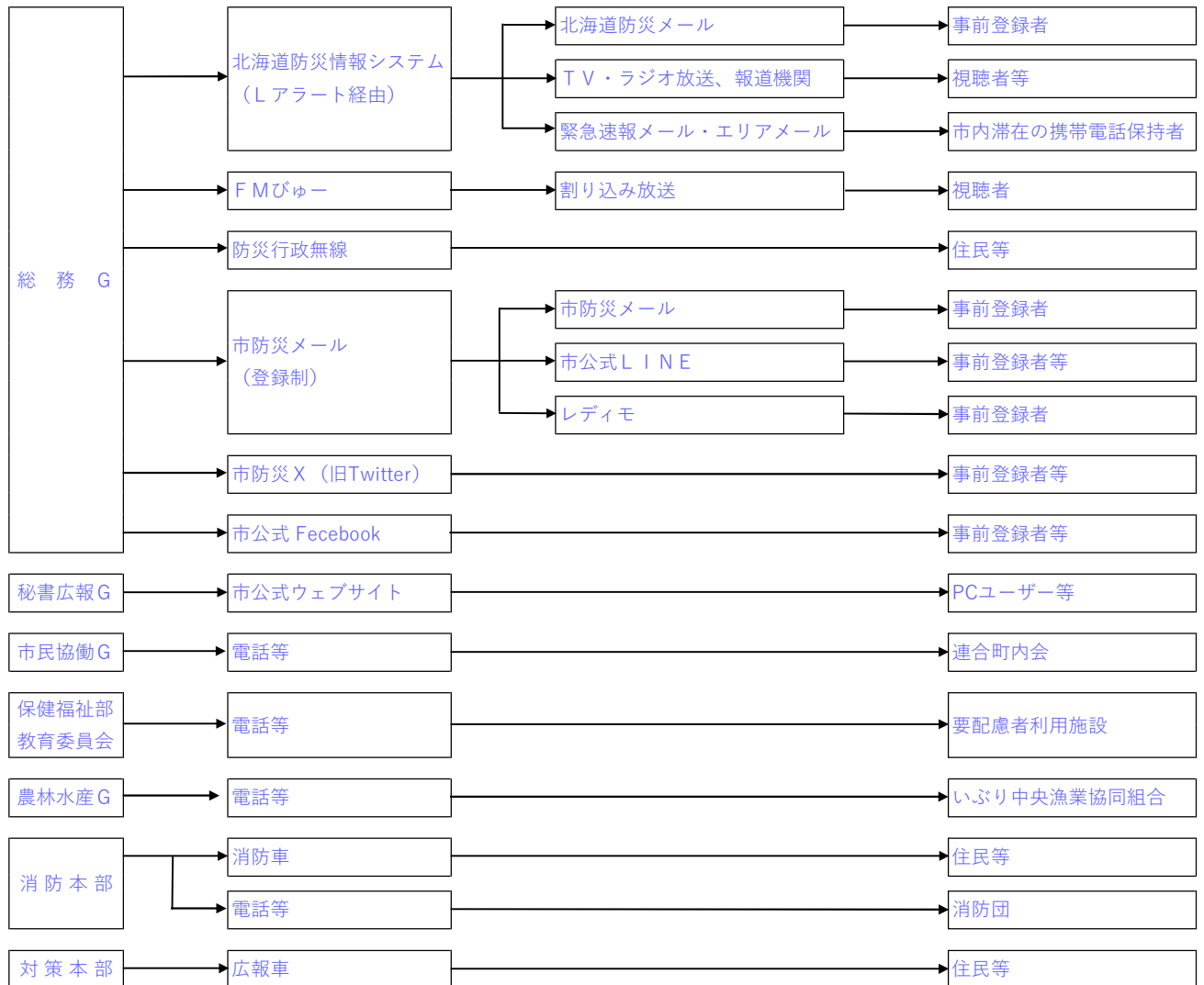
津波警報及び避難指示の伝達系統図（Jアラート連動自動起動による配信）



 (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく大津波警報・警報の通知先
 (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 は、放送・無線

- (※1) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通して関係するエリアに配信される。
- (※2) NTT東日本・NTT西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達
- (※3) 北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）等
- (※4) 室蘭開発建設部、室蘭海上保安部、北海道警察（室蘭警察署）、陸上自衛隊第7師団、NHK室蘭放送局

津波警報・避難指示等の伝達系統図（手動起動による配信）



【情報伝達にあたって留意するポイント】

(ア) 何を知らせるか

- ・ 津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難指示（発令対象区域）、実施すべき行動、対策等（伝達内容を予め想定し、ひな形を作成する。）
- ・ 満潮時刻、津波到達予想時刻

(イ) 誰に対して知らせるか

- ・ 津波の危険がある地域の住民か、それ以外の地域の住民か。
- ・ 避難対象地域の住民等の誰を対象とするか。（住民、滞在者（観光客、釣客等）、通過者、漁業関係者、海岸工事関係者等）
- ・ 避難促進施設（市地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等
- ・ 指定緊急避難場所等に避難している避難者

(ウ) いつ、どのタイミングで知らせるか

- ・ 地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示等）
 - ・ 津波発生前後（津波警報等、津波情報、被害状況等）
 - ・ 津波終息後（津波警報等の解除、避難指示の解除等）
- (エ) どのような手段で知らせるか
- ・ 防災行政無線、サイレン、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、電話・FAX、市登録制メール、市登録制ライン、緊急速報メール（エリアメール）、コミュニティFM、インターネット、衛星放送等
 - ・ 情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時要配慮者となりうる者）

※ 海岸付近にいる者への情報伝達

観光客、釣客、漁業関係者、海岸工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、防災行政無線のみならず、各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立する。特に、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光など、視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に努める。

3 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職員・消防団員、民生委員などの安全確保を図るものとする。

(1) 退避の優先

自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提であることを災害対応に従事する職員に対して教育する。

(2) 避難ルール

津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時刻等を考慮した誘導者等の退避ルールを定め、その内容について地域での相互理解を深めるとともに、拡声器等の情報伝達手段を整える。

(3) 自ら身を守る意識の啓発

避難行動要支援者の避難支援と避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時には大きな課題であり、災害時要配慮者や住民自らも命を守るという基本原則に則った防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論し、自ら身を守る意識の啓発に努める。

第4章 避難指示等の発令

避難指示等の発令については、登別市地域防災計画「第3編—第4章—第4節 避難対策計画」に定めるほか、次による。

1 発令基準

避難指示等の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

【避難指示の発令基準】

発令基準	避難指示の発令対象地域
1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域 (第2章1(1)大津波警報発表時の避難対象地域)
2 津波警報が発表された場合	高さ3mの津波によって浸水が想定される区域 (第2章1(2)津波警報発表時の避難対象地域)
3 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、海岸等工事の従事者、釣客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域
4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適宜受けることができない1～3に該当する区域

※ 震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波襲来までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等にいるときに強い揺れ(震度4以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとるものとする。

※ 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であってもその内容により高齢者等避難の発令を検討する。

2 発令時期及び発令手順

(1) 発令時期及び発令手順

津波警報等を認知又は受信した場合は、自動的にあるいは即座に津波警報等が発表された旨を住民等に知らせ、避難指示を発令する。

避難指示の発令は、市長が前述の発令基準に該当する事態を認知後直ちに行う。

なお、市長に連絡がとれない場合は、次の順位でこれを委任する。

委任順位	職名
順位1位	副市長
順位2位	総務部長

(2) 避難指示の解除等

ア 「津波注意報から津波警報・大津波警報への切り替え」又は「津波警報から大津波警報への切り替え」の発表があった場合には、避難指示の発令対象となっている範囲を拡大し、住民等に知らせる。

イ 避難指示等の解除の発令は、津波警報等の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

ただし、浸水被害が発生した場合は、津波警報等が解除され、かつ、住宅地での浸水が解消した段階を基本とする。

3 伝達方法

(1) 伝達方法

ア 避難指示等の伝達方法は、防災行政無線（同報系）、北海道防災情報システム（TV放送、ラジオ放送、エリアメール、緊急速報メール）、FMびゅー（割り込み放送）、X（旧ツイッター）、登録制メール（登別市防災メール）、市ウェブサイト（ホームページ、Facebook、LINE）、連合町内会、要配慮者利用施設、いぶり中央漁業協同組合、消防団への電話連絡

イ 車両による広報は、遠地地震等に伴う津波警報等の場合にのみ実施を検討する。

(2) 伝達系統

避難指示等伝達系統図は第3章2項(1)ウのとおりとする。

(3) 伝達内容

津波警報等発表時の避難指示の伝達内容は、「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（令和6年3月 登別市）第4編【津波災害】10 避難情報の伝達文」を参考に作成する。

第5章 津波防災教育・啓発

津波被害軽減のためには、ハード面の整備だけでは限界があり、まず、住民等が「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れがあった場合には津波の発生を想起して、津波警報等の情報を待たずに可能な限り迅速に避難を開始するなど、「何よりも避難」という基本的な考え方を理解し、住民等が主体的に避難行動をとることが重要です。

そのため、以下の津波防災教育・啓発の手段、内容、場及び避難訓練等を組み合わせながら、地域や学校等の様々な場面を活用して、津波に関する正しい知識の普及を図り、的確な避難が行われるよう教育・啓発に取り組むものとする。

1 津波防災教育・啓発の手段

- (1) マスメディアの活用・・・テレビ、ラジオ、新聞等
- (2) インターネット・・・市ウェブサイト、SNS等
- (3) 印刷物、映像・・・パンフレット、広報紙、DVD等
- (4) モニュメント・・・海拔表示、津波予想高表示等
- (5) 学習・体験・・・講演会、研修会等

2 津波防災教育・啓発の内容

津波の被害など、具体的な事例を盛り込みながら住民等に対して次のような防災意識の啓発を図り、周知に努めるものとする。

(1) 津波に対する心得12箇条

- ア 「自分の命は自分で守る」という意識を持つ。
- イ 津波避難目標地点や高台避難場所、津波避難ビルを確認しておく。
- ウ 強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- エ 地震の揺れを感じなくても、津波警報等が発表された時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- オ 報道機関や行政機関のウェブサイト等の信頼できる情報源から正確な情報を入手する。
- カ 海水浴や釣り等に出かける時は、携帯ラジオなどを持って行き、津波注意報が発表されたら避難する。
- キ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめない。
- ク 津波の前に引き潮が必ずあるとは限らない。
- ケ 津波は河川を遡上することがあるため、河川に近づかない。
- コ 家族で避難する場所を事前に話し合っておく。
- サ 避難する時は、原則、徒歩で避難する。

シ 町内会等で避難訓練を行い、平時から円滑な避難ができるように備えておく。

(2) 津波防災教育・啓発の内容

- ア 過去の津波被害記録・・・古文書、伝承、津波被害者の体験談等による過去の津波被害
- イ 津波発生メカニズム・・・津波発生メカニズム、津波の速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
- ウ ハザードマップ・・・津波災害警戒区域（津波浸水想定区域）、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方
- エ 適切な避難行動・・・避難行動に関する知識、災害時（地震発生時、津波警報等発表時等）にとるべき行動
- オ 津波避難計画の内容・・・津波警報時、津波情報、避難指示の伝達方法等、避難先、避難経路等の把握
- カ 日頃の備えの重要性・・・訓練参加、所在地（家庭、学校、勤務先等）ごとの避難先の確認、家庭内における家族の安否確認方法の共有、建物の耐震化、家具の固定、飲料水・食料の備蓄等

3 津波防災教育・啓発の場等

津波防災の教育・啓発は、家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会等）、事業所等において実施する。

なお、地域社会や事業所における教育・啓発は、津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが重要であることから、消防・防災行政や消防団の経験者、自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する研修会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災教育・啓発の核となる人材の養成に取り組むこととする。

4 津波避難訓練の実施

避難訓練は、いざというときの円滑な避難を可能とするだけでなく、防災意識の高揚にも繋がることから、少なくとも毎年1回以上実施するよう努めるとともに、積雪寒冷期の訓練についても検討する。

(1) 訓練の実施体制

避難訓練は、地域住民が主体となり、住民組織、各民間事業所、医療施設、福祉施設、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、漁業関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立に努める。

また、訓練の実施にあたっては、参加者のニーズを把握するとともに、安全を十分に確保する。

(2) 訓練の参加者

住民のみならず、観光客、釣客等の外来者、漁業関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要配慮者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が

可能となるよう参加者を検討する。

また、世代を超えて多くの参加者を得るために学校と地域が連携した訓練や住民の積極的な参加を促すよう取り組むものとする。

(3) 訓練の内容

訓練は、実際に避難を行い、避難先や避難路等を確認し、想定されたとおりの避難対策が実現可能か否かを検証することや情報機器類の操作方法を習熟すること等を目的として実施し、訓練結果を検証して課題を抽出、整理、解決を図り、次回の訓練や津波避難計画等に反映することが重要となる。

このため、訓練の実施にあたっては、津波被害が発生する地震を想定し、津波高や津波到達予想時間等を訓練想定に盛り込むなど、それぞれの地域の実情に応じた、実践的な訓練を行うこととする。

ア 津波情報等の収集、伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達システム等の操作方法の習熟のほか、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易でわかりやすい表現か）等の検証

イ 津波避難訓練

避難計画において設定した避難経路等を実際に避難し、避難先までのルートや避難標識の確認、危険箇所等の把握、避難に要する時間及び避難誘導方法の確認等

ウ 積雪寒冷期の避難訓練

積雪等により起こり得る以下の事象に対応した、適切な応急対策を検討する。

(ア) 積雪等により避難に時間を要すること。

(イ) 気温の低下や暴風により低体温症のリスクが高まること。

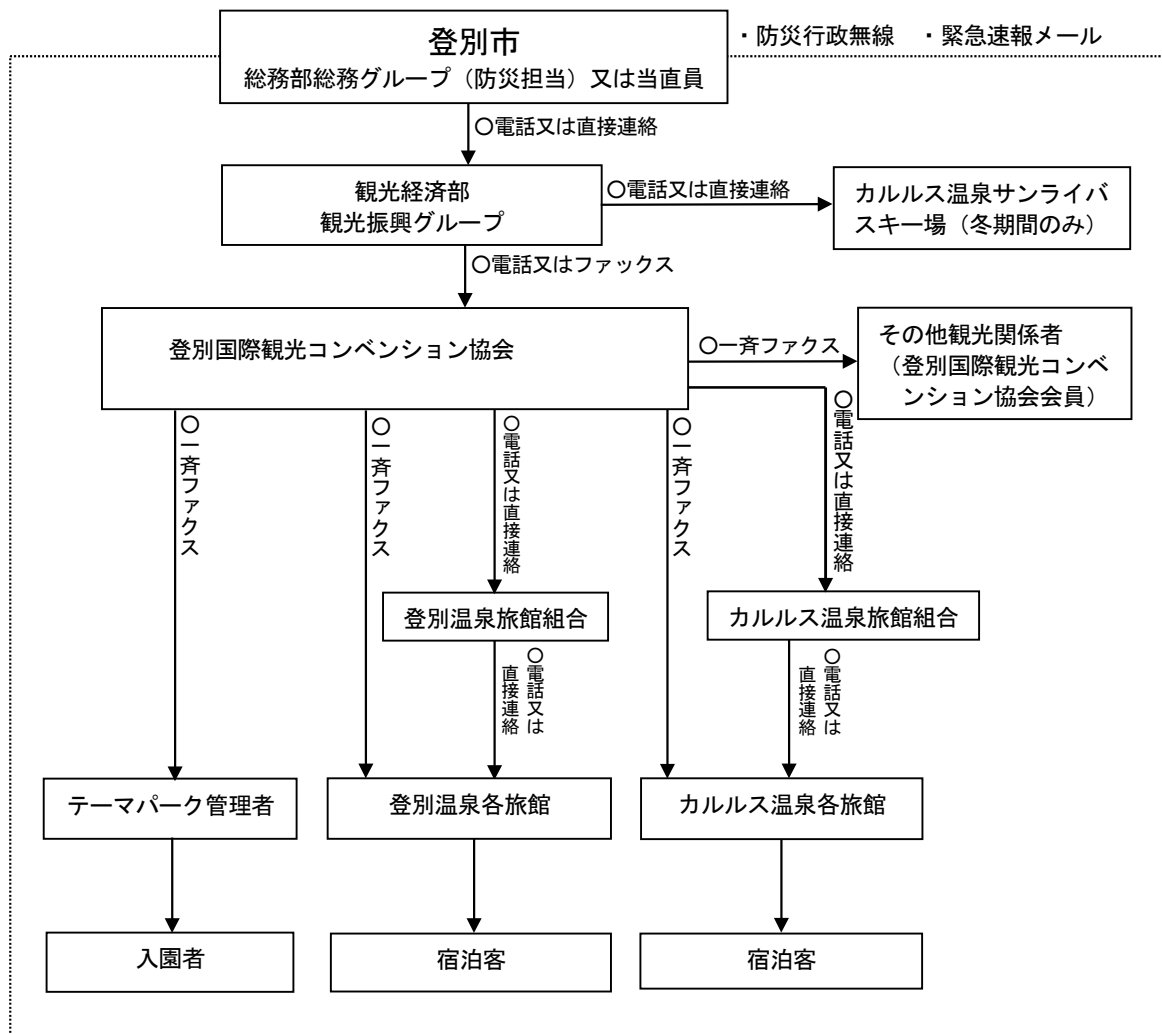
(ウ) 暴風雪による視界不良や吹きだまり等により避難経路が寸断される可能性があること。

第6章 観光客、災害時要配慮者の避難対策

1 観光客等の避難対策

(1) 情報伝達

ア 観光施設、宿泊施設等の管理者がいる場合には、施設管理者への伝達手段（同報無線の戸別受信機の設置等）を確保するとともに、大津波警報発表時などの際は、登別国際観光コンベンション協会や登別温泉旅館組合、カルルス温泉旅館組合、テーマパーク施設管理者等関係団体と連携して、観光客等への津波情報の周知を図ることとし、伝達系統は次のとおりとする。



イ 施設等の管理者は、利用客への情報伝達手段マニュアル（いつ、誰が、何を（文案作成）、どのように（館内放送等）伝達するか）を定める。

ウ 屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、津波フラッグ、電光掲示板等により伝達することとし、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成する。

(2) 施設管理者等の避難対策

ア 海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあつては、原則として観光客等を指定緊急避難

場所へ避難させる必要があるため、施設管理者等は、市や地域住民が定める津波避難計画との整合性を図りながら自らの津波避難計画を作成する。

イ 市や地域毎の津波避難計画を策定するにあたっては、こうした施設の管理者等の参画も得ながら、地域ぐるみの計画策定に努める。

ウ 津波避難ビルに指定された場合は、避難者が施設内に避難してくるため、あらかじめ避難スペース及び避難経路を確保する。

(3) 自らの命を守るための準備

ア 津波注意報が発表された場合、高いところで1.0m程度の津波が予想されるため、釣客等は海岸から安全な場所に避難する。

イ 津波警報等や津波情報を入手するためのラジオ等の携帯、釣客等は救命胴衣の着用等に心がける。

(4) 指定緊急避難場所等の案内看板・誘導標識の設置

ア 観光客等（観光客、外国人、海岸等工事関係者など）の地理的不案内で津波の認識が低い来訪者に対しては、海拔・津波浸水想定区域（津波災害警戒区域）の表示、避難方向（誘導）や指定緊急避難所等を示した案内看板等を設置する。また、外国人観光客にも配慮して多言語化に努める。

イ 指定緊急避難場所等の標識は、可能な限りJIS・ISO化された津波に関する統一標識の案内用図記号（ピクトグラム）を用いることとする。

(5) 津波啓発、避難訓練の実施

ア 津波に関する心得や当該地域の津波の危険性、指定緊急避難場所等を掲載した啓発用チラシの配布やホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発など、関係業者等と連携した取組に努める。

イ 避難訓練にあたっては、参加型の訓練が有効であることから、観光シーズン中における訓練の実施について検討する。

2 災害時要配慮者の避難対策

災害時要配慮者の避難対策については、別に定める「登別市避難行動要支援者避難支援プラン」によるほか、次によるものとする。

(1) 施設管理者等の避難対策

ア 避難促進施設の管理者等は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等について定めた避難確保計画を策定する。

イ 市は、避難促進施設の管理者等に対し、訓練や防災教育等に関する助言等必要な支援を行うものとする。

(2) 関係部局との連携

平常時の災害時要配慮者に関する情報は、福祉関係部局と防災関係部局とが密接に連携し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との関係構築や、避難完了後の避難先での見守りの体制等の構築に努める。

(3) 外国人の避難対策

ア 居住外国人に対しては、避難場所や非常持ち出し品の準備など災害への備えや、災害発生時に正確な情報を入手する方法などについて、町内会のほか、雇用事業主

や不動産事業者などにも協力を依頼し、周知・啓発を行う。

イ 観光など短期滞在者に対しては、宿泊先のホテルや旅館、民泊事業主などから災害時の避難に関する情報が様々な言語により、伝わるよう周知・啓発を行う。

3 広域一時滞在

津波が終息した後、避難者を指定避難所等において一定期間滞在させることが必要になるが、被災の状況によっては、市域内で被災住民のすべてを収容しきれないことも想定されることから、一つの市町村の区域を越えて住民を避難させる場合の手順等をあらかじめ検討しておくものとする。

(1) 災害対策基本法に基づく広域一時滞在

ア 広域一時滞在（都道府県や市町村の区域を越えて住民が避難する場合）を行う際は、被災市町村長が他の市町村長と協議を行い、道の区域を越える場合には、知事が他の都道府県知事と協議を行う。

イ 協議を受けた市町村は、受入れ先の自治体も被災していること、あらかじめ指定した受入施設の収容可能人数を上回っていること、地域の実情により災害時要配慮者等の被災者の支援に必要な体制が十分整っていないこと等の正当な理由がある場合を除き、基本的に被災住民を受け入れることとする。

(2) 相互応援協定の締結等による広域一時滞在

近隣の市町村においても同程度に被災している場合、道内では有効な広域一時滞在先を見つけられない可能性があることから、姉妹・友好・親善都市等、道外の地理的に隔たった他の市町村等と、平常時から広域一時滞在に関する受け入れの方法等について相互に意思疎通を図るとともに、広域一時滞在を内容に含む市町村間の相互応援協定の締結などの推進に努めることとする。

※ 道は「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」により避難先の調整を行う。

(3) 広域一時滞在のための事前準備

ア 受入先自治体において適切な行政サービスを提供するため、受入先自治体に移送する被災住民に関する情報内容及び提供方法について、あらかじめ受入先自治体とやりとりをするための様式等を検討しておくものとする。

イ 被災住民の移送手段を確保するため、バス事業者をはじめとする運送事業者との間で、災害時における被災住民の輸送に関する協定等の締結を推進する。

(4) 協定締結自治体との関係づくり

ア 災害時に迅速な広域一時滞現を実現し、受入先で避難生活の支援を受けるためには、相互応援協定の締結先である自治体等と、日頃から顔の見える関係を構築することが重要であることから、防災担当職員間の定期的な意見交換を行うとともに、防災分野に限定することなく、経済・文化・教育等の面からも住民・民間レベルの交流に努める。

イ 本市が被災する場合だけでなく、協定締結先の自治体から被災住民を受け入れることも想定し、受け入れ可能人数を試算し、受け入れる場所や受け入れの方法等を検討しておくものとする。

登別市津波避難計画【資料編】

- 1 主な津波避難目標地点一覧
- 2 指定緊急避難場所（高台避難場所）一覧
- 3 指定緊急避難場所（津波避難ビル）一覧
- 4 津波災害警戒区域外にある指定避難所一覧
- 5 各避難対象地域の指定緊急避難場所及び主な避難路
- 6 各地域の避難経路図
 - (1) 避難路図①（鶯別・美園・若草・新生・富岸地区）
 - (2) 避難路図②（富岸・青葉・幌別地区）
 - (3) 避難路図③（幌別・幸町地区）
 - (4) 避難路図④（富浦・登別地区）

1 主な津波避難目標地点一覧（大津波警報発表時）

No.	津波避難目標地点	町丁名	海拔 (m)	付近の高台避難場所等
1	室蘭市道日の出町2丁目3条通線の日の出町2号公園西側付近	室蘭市 日の出町2丁目	12	いしだ市民斎場駐車場付近
2	道道室蘭環状線のいしだ市民斎場入口付近	室蘭市 日の出町2丁目	8	いしだ市民斎場駐車場付近
3	市道鷺別17号線の鷺別1丁目広場入口付近・真宗寺駐車場	鷺別町1丁目	9	真宗寺・鷺別神社付近
4	道道上登別室蘭線（中島鷺別大通線）のJRアパート107号棟付近	室蘭市 高砂町1丁目	10	緑ヶ丘公園付近（旧高砂小学校）
5	道道室蘭環状線（鷺別駅前通）の財形第19高砂コーポ奥付近	室蘭市 高砂町2丁目	10	緑ヶ丘公園付近（旧高砂小学校）、北海道室蘭東翔高等学校グランド
6	市道鷺別旧墓地路線の本光寺会館付近	美園町5丁目	10	美園公園、上鷺別神社付近
7	熊谷宅裏山付近	美園町5丁目	10	熊谷宅裏山付近
8	上鷺別墓地付近	美園町5丁目	9	上鷺別墓地付近
9	市道美園30号線と市道美園27号線との交差点奥付近	美園町4丁目	10	室蘭総合自動車学校付近
10	市道美園30号線の室蘭総合自動車学校練習場東側奥付近	若草町5丁目	10	室蘭総合自動車学校付近
11	市道若草1号線と市道若草19号線との交差点（尾形組側）付近	若草町5丁目	13	尾形組奥伊藤宅付近
12	市道若草1号線の優和公園入口付近	若草町6丁目	11	優和公園奥小川宅付近
13	市道若草7号線の市道鷺別学田路線との交差点山側付近	若草町6丁目	12	優和公園奥小川宅付近
14	市道鷺別学田路線の若草望洋広場入口付近	若草町6丁目	11	若草望洋広場付近
15	市道新生1号線の市道鷺別学田路線との交差点山側付近	新生町5丁目	13	高野台団地入口付近
16	市道新生10号線の市道鷺別学田路線との交差点山側付近	新生町5丁目	12	希望の家付近
17	市道新生5号線の市道鷺別学田路線との交差点山側付近	新生町5丁目	11	法栄寺付近
18	市道新生65号線の市道鷺別学田路線との交差点山側付近	新生町6丁目	13	—
19	市道鷺別学田路線の亀田公園入口バス停山側付近	富岸町3丁目	13	亀田記念公園付近 亀田霊園付近
20	市道富岸西路線の亀田記念公園駐車場入口付近	富岸町3丁目	13	亀田記念公園付近 亀田霊園付近
21	市道鷺別学田路線と市道8号線の交差点山側付近	富岸町3丁目	12	亀田記念公園付近 亀田霊園付近
22	市道鷺別学田路線の市道富岸学園通りとの交差点山側付近	富岸町3丁目	11	いなか村付近 いなか村ゴルフ練習場付近
23	市道鷺別学田路線と市道富岸54号線との交差点付近	富岸町3丁目	12	いなか村付近 いなか村ゴルフ練習場付近
24	市道富岸17号線と市道富岸19号線との交差点山側付近	富岸町2丁目	11	いなか村付近 いなか村ゴルフ練習場付近
25	市道鷺別学田路線の緑陽中学校入口福寿園付近	富岸町1丁目	11	緑陽中学校付近 緑陽中学校グランド
26	道道上登別室蘭線の養護老人ホームチボリの森入口山側付近	富岸町1丁目	11	いぶり花づくりネットワーク付近
27	市道若山27号線の若山2丁目広場付近	若山町2丁目	12	若山の家付近
28	道道上登別室蘭線のいぶり花づくりネットワーク入口付近	富岸町1丁目	13	いぶり花づくりネットワーク付近

29	道道上登別室蘭線の高速道路青葉橋入口山側付近	青葉町	1 1	高速道路青葉橋付近
30	青葉小学校付近	青葉町	1 1	青葉小学校付近
31	ノボリトラシナイ川高速道路下付近	川上町	1 2	ノボリトラシナイ川高速道路付近
32	道道弁慶幌別線の川上公園野球場付近	桜木町5丁目	2 0	見晴公園付近
33	市道望洋線の道道弁慶幌別線(北駅前通)との交差点山側付近	片倉町2丁目	1 3	望洋公園付近
34	市道常盤通り(環状通)の望洋団地入口山側付近	片倉町1丁目	1 2	望洋団地付近
35	市道柏木14号線の来馬墓地入口付近	柏木2丁目	1 2	来馬墓地付近
36	市道柏木29号線と市道柏木31号線との交差点付近	柏木3丁目	1 0	柏木ジュニアーズ石山球場付近
37	道道上登別室蘭線(柏木通)の市営柏葉団地1号棟山側付近	柏木4丁目	1 0	柏木ジュニアーズ石山球場付近 柏木5丁目高速道路下トンネル付近
38	道道上登別室蘭線の幌別浄水場入口付近	柏木5丁目	1 2	柏木ジュニアーズ石山球場付近 柏木5丁目高速道路下トンネル付近
39	市道東通りと市道常盤50号線の交差点付近	常盤町5丁目	1 1	新英技建加工場付近
40	市道東通りと市道常盤41号線との交差点山側付近	常盤町5丁目	1 1	新英技建加工場付近
41	市営緑ヶ丘団地5号棟付近	常盤町3丁目	2 3	幌別中学校付近 市役所本庁舎建設予定地付近
42	市道常盤通りと市道登陸23号線との交差点山側付近	常盤町3丁目	1 2	幌別中学校付近 市役所本庁舎建設予定地付近
43	市道カルルス線(中学校通)の旧陸上競技場西側付近	千歳町3丁目	1 2	幌別中学校付近 市役所本庁舎建設予定地付近
44	市道千歳8号線のファミリーマート山側付近	千歳町3丁目	1 1	幌別中学校付近 市役所本庁舎建設予定地付近
45	市道千歳21号線と市道千歳22号線の交差点付近	千歳町4丁目	1 2	幌別中学校付近 市役所本庁舎建設予定地付近
46	市道千歳22号線の北海道曹達白樺寮付近	千歳町4丁目	1 5	幌別中学校付近 市役所本庁舎建設予定地付近
47	道道上登別室蘭線の日本工学院ドミトリー千歳奥付近	千歳町6丁目	1 5	日本工学院学生寮ドミトリー千歳奥付近
48	市道千歳1号線のうぐいす1号橋奥付近	千歳町6丁目	1 3	千歳町6丁目ウグイス団地奥高速道路付近
49	道道上登別室蘭線の千歳福寿園奥付近	千歳町	1 3	札内町、登別温泉方面へ
50	市道中央通りの千歳配水池進入路入口奥付近	千歳町	1 2	岡志別の森運動公園奥付近
51	市道サト岡志別路線の千歳ポンプ場付近	千歳町	1 3	サト岡志別大橋付近
52	山下牧場付近	富浦町5丁目	1 2	—
53	国道36号と道道登別港線の交差点付近	富浦町4丁目	1 4	国道36号と市道富浦1号線との交差点付近
54	国道36号と市道富浦1号線の交差点付近	富浦町	1 8	国道36号と市道富浦1号線との交差点付近
55	市道蘭法華通りの新蘭法華跨線橋付近	登別港町2丁目	1 1	富浦墓地付近
56	国道36号と市道蘭法華通りの交差点付近	登別本町3丁目	1 1	富浦墓地付近
57	市道登別富浦路線の登別小学校入口付近	登別本町3丁目	1 2	時代村社員寮付近

58	市道本町花園通りの登別保育所入口付近	登別本町2丁目	11	平興業資材置場付近(旧アオノ参資付近)
59	市道登別富浦路線と市道石山通りの交差点山側付近	登別東町5丁目	10	平興業資材置場付近(旧アオノ参資付近)
60	市道東町8号線と市道東町7号線との交差点付近	登別東町5丁目	10	平興業資材置場付近(旧アオノ参資付近)
61	市道東町8号線の伏古別1号橋付近	登別東町5丁目	8	平興業資材置場付近(旧アオノ参資付近)
62	市道登別環状線(円山通)の東町パークゴルフ場付近	登別東町4丁目	8	平興業資材置場付近(旧アオノ参資付近)
63	道道洞爺湖登別線の金比羅寺入口付近	登別東町3丁目	10	金比羅寺付近
64	国道36号の伏古別川との交差付近	白老町虎杖浜	12	小和田宅前付近
65	道道登別港線の伏古別川との交差付近	白老町虎杖浜	11	国道36号と道道登別港線の交差点付近

2. 指定緊急避難場所（高台避難場所）一覧

町名	名称	海拔(m)
白老町虎杖浜	国道36号と道道登別港線との交差点付近	22
白老町虎杖浜	小和田宅前付近	22
登別東町	金毘羅寺付近	54
登別本町	平興業資材置場付近（旧アオノ産資付近）	25
登別本町	登別小学校グラウンド	13
登別本町	時代村社員寮付近	39
富浦町	富浦墓地付近	71
富浦町	国道36号と市道富浦1号線との交差点付近	17
千歳町	サト岡志別大橋付近	33
千歳町	岡志別の森運動公園奥付近	12
千歳町	千歳町6丁目ウグイス団地奥高速道路付近	35
千歳町	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリー千歳奥付近	21
千歳町	道道上登別室蘭線と市道カルルス路線との交差点付近	56
千歳町	幌別中学校付近、幌別中学校グラウンド	21
千歳町	市役所本庁舎建設予定地付近（旧陸上競技場付近）	13
常盤町	有限会社 真英技建加工場付近	28
柏木町	柏木町5丁目高速道路下トンネル付近	14
柏木町	柏木ジュニアーズ石山球場付近	18
柏木町	望洋公園付近	83
柏木町	来馬墓地付近	16
片倉町	望洋団地付近	26
川上町	見晴公園付近	37
川上町	ノボリトラシナイ川高速道路付近	13
青葉町	青葉小学校付近、青葉小学校グラウンド	12
青葉町	高速道路青葉橋付近	36
若山町	若山の家付近	13
富岸町	いぶり花づくりネットワーク付近	23
富岸町	富岸墓地付近	31
富岸町	緑陽中学校付近、緑陽中学校グラウンド	19
富岸町	いなか村ゴルフ練習場付近	31
富岸町	いなか村付近	20
富岸町	亀田霊園付近	62
富岸町	亀田記念公園付近、亀田記念公園駐車場	15
新生町	法栄寺付近	40
新生町	希望の家付近	28
若草町	若草望洋広場付近	17
上鷺別町	高野台団地入口付近	44
上鷺別町	優和公園奥小川宅付近	42
上鷺別町	尾形組奥伊藤宅付近	39
美園町	室蘭総合自動車学校付近	26
美園町	上鷺別墓地付近	12
美園町	熊谷宅裏山付近	12
美園町	美園公園	14
美園町	上鷺別神社付近	25
鷺別町	真宗寺・鷺別神社付近	24
室蘭市日の出町	いしだ市民斎場駐車場付近	8
室蘭市高砂町	緑ヶ丘公園付近（旧高砂小学校付近）	19
室蘭市高砂町	北海道室蘭東翔高等学校グラウンド	18
室蘭市水元町	室蘭市立天神小学校グラウンド	42
室蘭市水元町	国立大学法人室蘭工業大学グラウンド	44

3. 指定緊急避難場所（津波避難ビル）一覧

施設名	住 所	避難できる階層	収容人員 (人)	避難入口
道営住宅鷺別団地	鷺別町3-45-4、 45-5	4・5階廊下	160	1階玄関
鷺別職員宿舎A	鷺別町4-31-1	3階以上階段・踊 り場	40	1階玄関
鷺別小学校	鷺別町4-36-2 1	3・4階校舎、 屋上	1,750	玄関横非常階段
若草小学校	若草町1-1-2	3階校舎	300	1階職員玄関
道営住宅「であえーるはま なす団地」	栄町1-10-24、 10-25	4・5階廊下	180	1階玄関
北海道登別青嶺高等学校	青葉町42-1	3・4階校舎	1,140	正面玄関
イオン登別店	若山町4-33-1	屋上駐車場	4,130	屋上駐車場入口
桜木市営住宅6・7・8	桜木町4-1-1	4・5階廊下	420	1階玄関
西陵中学校	片倉町5-12-1	3・4階校舎	870	2階生徒玄関
市民会館	富士町7-33-1	2階中ホール等	860	正面玄関
登別中央ショッピングセン ターアーニス	中央町4-11	3・4階駐車場	4,410	1階各玄関又は駐車 場スロープ
登別記念病院	中央町1-1-4	4階リハビリ室	220	外階段から4階非常 口
鉄南ふれあいセンター	幌別町3-17-1	3階ホール	150	正面玄関
日本工学院北海道専門学校 学生寮ドミトリーほろべつ	千歳町2-7-2	3～8階廊下	240	正面玄関
幌別東市営住宅1号棟	幌別町8-13	4階廊下	80	1階玄関
JCHO登別病院職員宿舎 B棟	登別東町4-26- 1	2～4階階段・踊 り場	30	1階玄関

4. 津波災害警戒区域外にある指定避難所一覧

施設名	所在地	構造	収容可能人数
幌別中学校（体育館）	千歳町 3-1-3	S	320
青葉小学校（体育館）	青葉町 3-3	S	310
緑陽中学校（体育館）	富岸町 1-11-1	S	310
美園児童センター	美園町 5-36-4	CB	60
泉和園（旧室蘭信用金庫登別温泉支店）	登別温泉町 20-3	RC	70
ネイチャーセンター（ふおれすと鉱山）	鉱山町 8-3	RC	120
カルルス会館※	カルルス町 27-7	木造	30
白樺の家※	中登別町 152-3	木造	30
札内借楽園	札内町 73-1	木造	40
翠の家	登別東町 5-13-6	木造	40
登別小学校	登別本町 3-25-2	CB	260
常盤の家※	常盤町 3-26-3	木造	40
若山の家	若山町 2-43-128	木造	40
富久寿園※	富岸町 1-3-2	木造	40
亀田記念公園管理棟※	富岸町 3-8	木造	120
希望の家※	新生町 5-23-21	木造	40
桜美園※	上鷲別町 117-26	木造	40
北海道室蘭東翔高等学校体育館	室蘭市高砂町 4-35-1	S	450
室蘭市立天神小学校体育館	室蘭市水元町 5-1	S	300
国立大学法人室蘭工業大学体育館	室蘭市水元町 34-1	S	870
合計	21施設		3,530

注1 ※印の施設は、津波警戒区域外に所在するが、新耐震基準に適合していない施設

注2 上記施設のほか、津波及び地震等の被害の状況により使用できる他の公共施設を加え、民間及び他の自治体と連携し開設する。

注3 構造の「CB」はコンクリートブロック造、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造の施設

5. 各避難対象地域の指定緊急避難場所（高台、津波避難ビル）及び主な避難路

避難対象地域	高台避難場所	主な避難路	津波避難ビル
登別東町一町会 （別東町1丁目）	小和田宅前付近 金毘羅寺付近	国道36号 道道登別停車場線 道道洞爺湖登別線	JCHO 登別病院職員宿舎B棟
登別東町2町会 （登別東町2丁目） （登別港町1丁目）	金毘羅寺付近 平興業資材置場付近（旧アオノ産資付近）	国道36号 道道登別停車場線 道道洞爺湖登別線 市道登別富浦路線 市道石山通り 市道本町花園通り	JCHO 登別病院職員宿舎B棟
登別東町第三町会 （登別東町3丁目） （登別東町4丁目）	金毘羅寺付近 小和田宅前付近 平興業資材置場付近（旧アオノ産資付近）	国道36号 道道洞爺湖登別線 市道登別環状線 市道本町花園通り	JCHO 登別病院職員宿舎B棟
登別東町第4町会 （登別東町4丁目）	金毘羅寺付近 平興業資材置場付近（旧アオノ産資付近）	道道洞爺湖登別線 市道東町8号線 市道登別環状線 市道本町花園通り	JCHO 登別病院職員宿舎B棟
登別東町第5町会 （登別東町5丁目）	金毘羅寺付近 平興業資材置場付近（旧アオノ産資付近）	市道東町8号線 市道登別環状線 市道登別富浦路線 市道石山通り 市道本町花園通り	JCHO 登別病院職員宿舎B棟
登別本町会 （登別本町1丁目） （登別本町3丁目）	平興業資材置場付近（旧アオノ産資付近） 登別小学校グラウンド 時代村社員寮付近	市道登別富浦路線 市道石山通り 市道本町花園通り 市道登別環状線	
登別本町2町会 （登別本町2丁目）	平興業資材置場付近（旧アオノ産資付近）	市道本町花園通り線 市道石山通り	
富浦町防犯灯を守る会 （富浦町1～5丁目）	富浦墓地付近 国道36号と市道富浦1号線との交差点付近	国道36号 道道登別港線 市道富浦1号線	
すずらん団地町内会 （富浦4丁目） （幸町3～6丁目）	国道36号と市道富浦1号線との交差点付近	国道36号	
幌別第一町内会 （幌別町1・2丁目）	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	道道幌別停車場線 道道弁景幌別線 市道中央通り 市道東通り 市道カルルス路線	登別記念病院 登別中央ショッピングセンターアーニス 鉄南ふれあいセンター
幌別第二町内会 （幌別町1～4丁目）	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	道道幌別停車場線 道道弁景幌別線 市道中央通り 市道東通り 市道カルルス路線	登別記念病院 登別中央ショッピングセンターアーニス 鉄南ふれあいセンター
幌別第3町内会 （幌別町3・4丁目）	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	道道幌別停車場線 道道弁景幌別線 市道中央通り 市道東通り 市道カルルス路線	鉄南ふれあいセンター 登別記念病院 登別中央ショッピングセンターアーニス
幌別鉄南第5町内会 （幌別町3・4丁目）	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	道道幌別停車場線 道道弁景幌別線 市道中央通り 市道カルルス路線	鉄南ふれあいセンター 登別記念病院 登別中央ショッピングセンターアーニス

避難対象地域	高台避難場所	主な避難路	津波避難ビル
幌別鉄南第6町内会 (幌別町3・4丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	道道幌別停車場線 道道弁景幌別線 市道中央通り 市道カルルス路線	鉄南ふれあいセンター 登別記念病院 登別中央ショッピングセンター アーニス
幌別鉄南第7町内会 (幌別町5・6・8丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近 日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリー千歳奥付近	道道幌別停車場線 道道弁景幌別線 道道上登別室蘭線 市道中央通り 市道千歳8号線 市道カルルス路線 市道千歳10号線 市道千歳20号線 市道千歳1号線	鉄南ふれあいセンター 登別記念病院 登別中央ショッピングセンター アーニス 日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリーほろべつ
幌別鉄南第八町内会 (幌別町7・8丁目)	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリー千歳奥付近 市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	道道幌別停車場線 道道上登別室蘭線 市道千歳10号線 市道千歳20号線 市道中央通り 市道千歳8号線 市道カルルス路線 市道千歳1号線	幌別東市営住宅1号棟 日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリーほろべつ
千歳町内会 (千歳町6丁目) (新栄町) (幸町1～4丁目)	千歳町6丁目ウグイス団地奥 高速道路付近 日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリー千歳奥付近 岡志別の森運動公園奥付近 サト岡志別大橋付近	国道36号 道道上登別室蘭線 市道千歳1号線 市道中央通り 市道サト岡志別路線	
二ナルカ町内会 (千歳町6丁目)	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリー千歳奥付近	道道上登別室蘭線 市道千歳1号線	
南千歳町内会 (千歳町2・4・5丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近 日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリー千歳奥付近 岡志別の森運動公園奥付近 サト岡志別大橋付近	道道上登別室蘭線 市道中央通り 市道サト岡志別路線 市道千歳1号線 市道千歳20号線 市道千歳8号線 市道カルルス線	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリーほろべつ
新栄町内会 (新栄町)	サト岡志別大橋付近 岡志別の森運動公園奥付近	市道サト岡志別路線 市道中央通り	
千歳団地町内会 (千歳町1丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	市道千歳20号線 市道中央通り 市道千歳8号線 市道カルルス路線	日本工学院北海道専門学校学生寮ドミトリーほろべつ
中央栄町内会 (中央町1丁目) (千歳町1丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	道道弁慶幌別線 市道中央通り 市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンター アーニス 登別記念病院
中央町駅前町内会 (中央町1・2丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	道道弁慶幌別線 市道中央通り 市道カルルス路線 市道東通り 市道常盤通り	登別中央ショッピングセンター アーニス 登別記念病院
中央町三丁目町内会 (中央町3丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	市道中央通り 市道カルルス路線 市道東通り 市道常盤通り	登別中央ショッピングセンター アーニス 登別記念病院
中央町十字街町内会 (中央町2～4丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	市道中央通り 市道カルルス路線 市道東通り 市道常盤通り	登別中央ショッピングセンター アーニス 登別記念病院

避難対象地域	高台避難場所	主な避難路	津波避難ビル
中央町内会 (中央町4・6丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	市道東通り 市道常盤通り 市道中央通り 市道カルルス路線	登別中央ショッピングセンターアーニス
中央新生町内会 (中央町5～7丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	市道中央通り 市道カルルス路線 市道東通り 市道常盤通り	登別中央ショッピングセンターアーニス
中央東町内会 (中央町6・7丁目)	市役所本庁舎建設予定地付近 幌別中学校付近	市道常盤通り 市道中央通り 市道カルルス路線	
緑ヶ丘町内会 (常盤町3丁目) (千歳町3丁目)	市役所本庁舎建替予定地 幌別中学校付近 道道上登別室蘭線と市道カル ルス路線との交差点付近	市道常盤通り 市道カルルス路線	
常盤町内会 (常盤町1・2丁目) (常盤町4・5丁目)	(有)真英技建加工場付近 市役所本庁舎建替予定地 幌別中学校付近	市道東通り 市道常盤通り 市道常盤16号線	
新川町内会 (新川町1・2丁目)	来馬墓地付近 望洋団地付近	道道登別室蘭インター線 道道上登別室蘭線 道道弁景幌別線 市道西通り 市道富士若山路線 市道柏木14号線 市道富士81号線 市道富士32号線 市道常盤通り	市民会館
新川第二町内会 (新川町3・4丁目)	望洋団地付近 望洋公園付近	道道弁景幌別線 市道西通り 市道常盤通り 市道富士32号線 市道望洋線	市民会館 西陵中学校3・4階
香風町会 (新川町2・3丁目) (富士町3丁目)	来馬墓地付近 望洋団地付近	道道上登別室蘭線 道道弁景幌別線 市道富士若山路線 市道柏木14号線 市道常盤通り 市道西通り 市道富士81号線 市道富士32号線	市民会館
プレハブ町内会 (富士町2・3丁目)	来馬墓地付近 望洋団地付近	道道上登別室蘭線 道道弁景幌別線 市道西通り 市道富士若山路線 市道柏木14号線 市道常盤通り	市民会館
曙町内会 (富士町1・2・5丁目)	来馬墓地付近 望洋団地付近	道道弁景幌別線 道道上登別室蘭線 市道常盤通り 市道富士59号線 市道柏木14号線	市民会館
新和会 (富士町4～7丁目)	柏木町5丁目高速道路下トン ネル付近 柏木ジュニアズ石山球場付近 来馬墓地付近 望洋公園付近 望洋団地付近	道道上登別室蘭線 道道弁景幌別線 市道富士若山路線 市道常盤通り 市道柏木14号線 市道来馬西路線 市道望洋線	市民会館

避難対象地域	高台避難場所	主な避難路	津波避難ビル
山手町内会 (柏木町2丁目) (富士町7丁目)	来馬墓地付近 望洋団地付近	市道常盤通り 市道富士60号線 市道柏木14号線	市民会館
柏木町内会 (柏木町1～4丁目)	柏木町5丁目高速道路下トンネル付近 柏木ジュニアーズ石山球場付近 来馬墓地付近	道道上登別室蘭線 市道柏木14号線 市道来馬西路線 市道望洋線	
柏木団地町内会 (柏木町1丁目)	柏木町5丁目高速道路下トンネル付近 柏木ジュニアーズ石山球場付近 来馬墓地付近	道道上登別室蘭線 市道柏木14号線 市道来馬西路線 市道望洋線	
片倉町内会 (片倉町2～6丁目)	望洋団地付近 望洋公園付近	道道弁景幌別線 市道望洋線 市道常盤通り	市民会館 西陵中学校
来福町内会 (桜木町1・2丁目)	青葉小学校付近	道道上登別室蘭インター線 市道富士若山路線 市道川上路線	桜木市営住宅6・7・8号棟
さくら団地自治会 (桜木町2丁目)	青葉小学校付近	市道川上路線 市道富士若山路線	桜木市営住宅6・7・8号棟
桜木団地町内会 (桜木町4丁目)	青葉小学校付近	市道富士若山路線	桜木市営住宅6・7・8号棟
市営住宅桜木自治会 (桜木町4丁目)	青葉小学校付近	市道富士若山路線	桜木市営住宅6・7・8号棟
西川上町内会 (桜木町2～6丁目) (青葉町) (緑町2丁目)	青葉小学校付近 ノボリトラシナイ川高速道路付近	市道富士若山路線 市道川上路線	桜木市営住宅6・7・8号棟
新登津町内会 (桜木町2丁目) (緑町2丁目)	青葉小学校付近	市道川上路線 市道富士若山路線	桜木市営住宅6・7・8号棟
緑町団地町内会 (緑町2丁目)	青葉小学校付近	市道川上路線 市道富士若山路線	桜木市営住宅6・7・8号棟
青葉町青嶺高町内会 (青葉町)	いぶり花づくりネットワーク付近 富岸墓地付近	道道上登別室蘭線 市道富岸63号線	北海道登別青嶺高等学校
若緑町内会 (緑町1丁目) (若山町1丁目)	青葉小学校付近 高速道路青葉橋付近 いぶり花づくりネットワーク付近	道道上登別室蘭インター線 道道上登別室蘭線 市道川上路線 市道富士若山路線 市道若山18号線 市道富岸63号線	北海道登別青嶺高等学校 桜木市営住宅6・7・8号棟
あかしや町内会 (若山町1・2丁目)	若山の家付近 いぶり花づくりネットワーク付近 富岸墓地付近	道道上登別室蘭線 市道若山15号線 市道若山16号線 市道若山61号線 市道若山31号線 市道若山24号線 市道富岸63号線	北海道登別青嶺高等学校
若山団地町内会 (若山町2丁目)	若山の家付近 いぶり花づくりネットワーク付近 富岸墓地付近	市道若山31号線 市道若山24号線 市道富岸63号線	

避難対象地域	高台避難場所	主な避難路	津波避難ビル
汐平町内会 (若山町3丁目) (大和町2丁目)	緑陽中学校付近 いぶり花づくりネットワーク 付近 富岸墓地付近	道道上登別室蘭線 市道鷺別学田路線 市道富岸63号線	
大和町内会 (大和町1・2丁目)	いぶり花づくりネットワーク 付近 富岸墓地付近 緑陽中学校付近 高速道路青葉橋付近 青葉小学校付近	国道36号 道道上登別室蘭線 市道鷺別学田路線 市道中央通り 市道若山18号線 市道富士若山路線 市道富岸63号線	北海道登別青嶺高等学校
富岸町内会 (富岸町1～3丁目)	亀田記念公園付近 亀田霊園付近 いなか村付近 いなか村ゴルフ練習場付近 緑陽中学校付近 いぶり花づくりネットワーク 付近	道道上登別室蘭線 市道富岸西路線 市道富岸学園通り 市道富岸学園通り2 号線 市道鷺別学田路線 市道富岸48号線 市道富岸63号線	イオン登別店
若葉町内会 (若山町4丁目) (栄町3丁目)	亀田記念公園付近 緑陽中学校付近 いなか村付近 いぶり花づくりネットワーク 付近	国道36号 道道上登別室蘭線 市道富岸西路線 市道富岸学園通り 市道富岸学園通り2 号線 市道鷺別学田路線 市道富岸63号線	イオン登別店
新生団地自治会 (新生町2丁目)	亀田記念公園付近 亀田霊園付近	市道富岸西路線	イオン登別店
新生町2丁目町会 (新生町2丁目)	法栄寺付近 亀田記念公園付近 亀田霊園付近	道道上登別室蘭線 市道富岸西路線 市道鷺別学田路線 市道新生36号線 市道新生37号線 市道新生5号線	イオン登別店
新生町内会 (新生町1・3丁目)	法栄寺付近 希望の家付近 高野台団地入口付近	道道上登別室蘭線 市道新生58号線 市道新生59号線 市道新生36号線 市道新生37号線 市道新生10号線 市道新生23号線 市道新生28号線 市道鷺別学田路線 市道新生1号線 市道新生5号線	
新生町望洋町内会 (新生町5丁目)	法栄寺付近 希望の家付近 高野台団地入口付近	市道新生1号線 市道新生5号線 市道新生10号線	
新生北町内会 (新生町3～6丁目)	亀田記念公園付近 亀田霊園付近 法栄寺付近	道道上登別室蘭線 市道富岸西路線 市道鷺別学田路線 市道新生37号線 市道新生5号線 市道新生53号線 市道新生32号線	イオン登別店

避難対象地域	高台避難場所	主な避難路	津波避難ビル
新生町三丁目町会 (新生町3丁目)	法栄寺付近 希望の家付近 高野台団地入口付近	市道新生23号線 市道新生28号線 市道鷺別学田路線 市道新生1号線 市道新生5号線 市道新生10号線	
鷺別1丁目町内会 (鷺別町1丁目)	真宗寺・鷺別神社付近 いしだ市民斎場駐車場付近	国道36号 道道室蘭環状線 市道鷺別17号線 室蘭市道市場通線	
鷺別2丁目町内会 (鷺別町2丁目)	いしだ市民斎場駐車場付近 緑ヶ丘公園付近	道道室蘭環状線 道道上登別室蘭線 室蘭市道日の出町2丁目2号通線 室蘭市道市場通線	
鷺別3丁目町内会 (鷺別町3丁目)	室蘭総合自動車学校付近 真宗寺・鷺別神社付近 いしだ市民斎場駐車場付近	国道36号 道道室蘭環状線 市道鷺別16号線 市道鷺別学田路線 市道美園27号線 市道美園30号線	道営住宅鷺別団地 鷺別職員宿舎A
鷺別町4丁目町内会 (鷺別町4丁目)	室蘭総合自動車学校付近	国道36号 市道鷺別16号線 市道鷺別17号線 市道鷺別29号線 市道鷺別学田路線 市道美園27号線 市道美園30号線	鷺別職員宿舎A 鷺別小学校
鷺別町6丁目町内会 (鷺別町6丁目)	室蘭総合自動車学校付近 真宗寺・鷺別神社付近 いしだ市民斎場駐車場付近	国道36号 道道室蘭環状線 市道鷺別17号線 市道鷺別16号線 市道鷺別学田路線 市道美園27号線 市道美園30号線	道営住宅鷺別団地 鷺別職員宿舎A 鷺別小学校
ひまわり町内会 (鷺別町4～6丁目)	室蘭総合自動車学校付近 若草望洋広場付近	国道36号 市道鷺別学田路線 市道美園27号線 市道美園30号線 市道鷺別29号線 市道鷺別30号線 市道栄町27号線 市道若草100号線 市道若草101号線 市道若草87号線	鷺別小学校 道営住宅であえーるはまなす団地
はまなす町内会 (栄町1・2丁目) (鷺別町6丁目)	若草望洋広場付近	国道36号 市道栄町27号線 市道鷺別30号線 市道若草100号線 市道若草101号線 市道鷺別学田路線 市道若草87号線	道営住宅であえーるはまなす団地

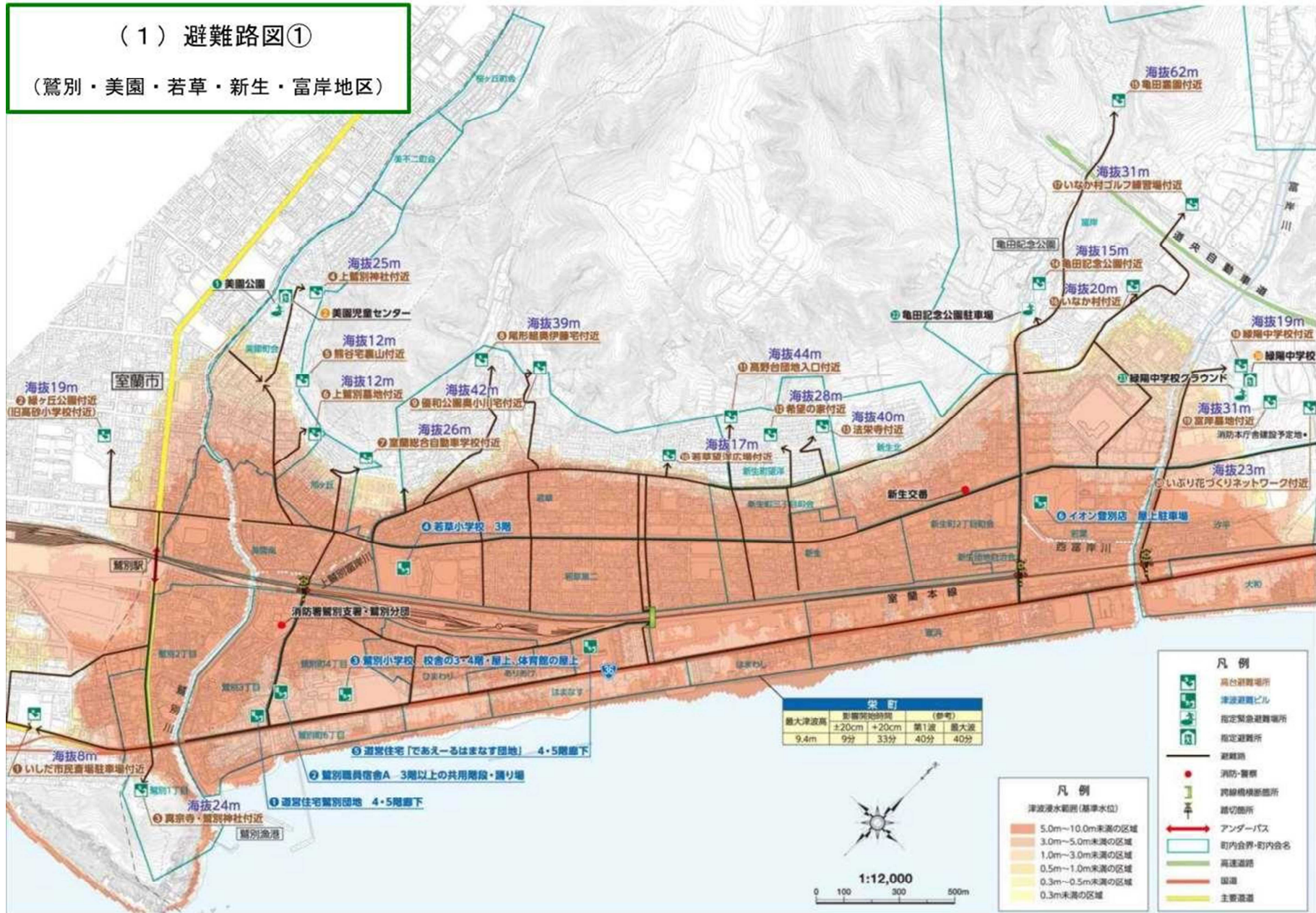
避難対象地域	高台避難場所	主な避難路	津波避難ビル
ありあけ町内会 (栄町1丁目) (鷺別5丁目)	若草望洋広場付近	国道36号 市道栄町27号線 市道鷺別30号線 市道若草100号線 市道若草101号線 市道鷺別学田路線 市道若草87号線	道営住宅であえーるはまなす 団地
はまわし町内会 (栄町2丁目)	若草望洋広場付近	国道36号 市道栄町27号線 市道若草100号線 市道若草101号線 市道鷺別学田路線 市道若草87号線	道営住宅であえーるはまなす 団地
富浜町内会 (栄町3・4丁目)	亀田記念公園付近 若草望洋広場付近	国道36号 市道富岸西路線 市道栄町27号線 市道若草100号線 市道若草101号線 市道鷺別学田路線 市道若草87号線	道営住宅であえーるはまなす 団地 イオン登別店
若草町内会 (若草町3～6丁目)	若草望洋広場付近 優和公園奥小川宅付近 尾形組奥伊藤宅付近 室蘭総合自動車学校付近	道道上登別室蘭線 市道若草37号線 市道若草43号線 市道若草100号線 市道若草102号線 市道鷺別学田路線 市道若草87号線 市道若草19号線 市道若草1号線 市道新生22号線 市道美園30号線	
若草第二町内会 (若草町1・2丁目)	若草望洋広場付近 優和公園奥小川宅付近 尾形組奥伊藤宅付近 室蘭総合自動車学校付近	道道上登別室蘭線 市道若草100号線 市道若草101号線 市道若草49号線 市道若草78号線 市道若草79号線 市道若草30号線 市道若草19号 市道若草37号線 市道若草43号線 市道鷺別学田路線 市道若草87号線 市道若草1号線 市道新生57号線 市道新生22号線 市道美園30号線	若草小学校
美園南町内会 (美園町1～4丁目)	室蘭総合自動車学校付近 上鷺別墓地付近 美園公園 緑ヶ丘公園付近	道道上登別室蘭線 市道鷺別学田路線 市道鷺別旧墓地路線 市道美園24号線 市道美園27号線 市道美園30号線 市道美園55号線	

避難対象地域	高台避難場所	主な避難路	津波避難ビル
美園町会 (美園町3・5丁目)	美園公園 上鷲別墓地付近 熊谷宅裏山付近 上鷲別神社付近	市道鷲別旧墓地路線 市道美園24号線 市道美園16号線 市道美園75号線 市道美園76号線	
旭ヶ丘町内会 (美園町4丁目)	上鷲別墓地付近 室蘭総合自動車学校付近	市道鷲別旧墓地路線 市道美園24号線 市道美園27号線 市道美園30号線	

※ 各避難対象地域の避難経路については、別に定める。

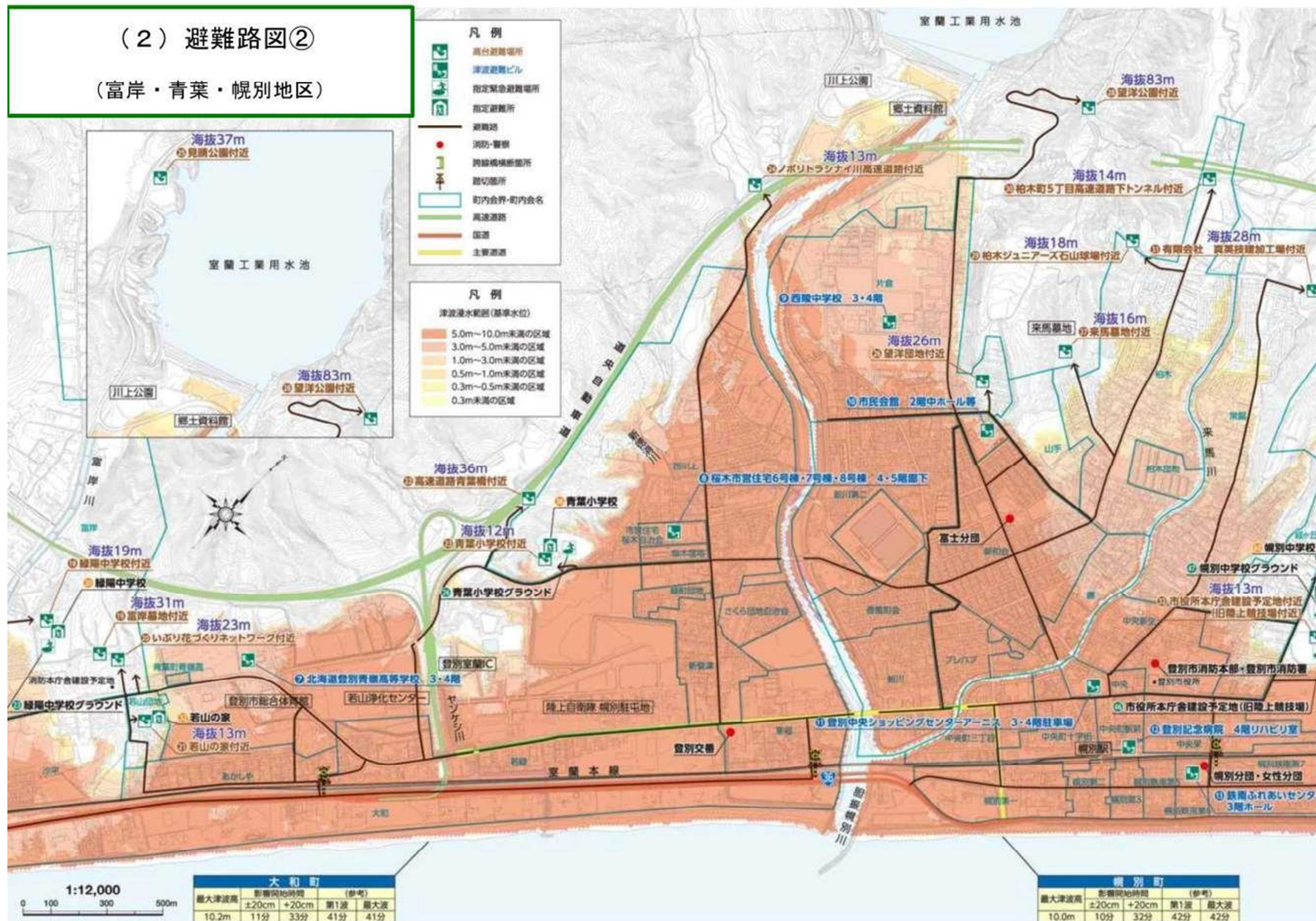
※ 高台避難場所、主な避難路、津波避難ビルについては、各地域の代表的な施設等の名称を記載しているものであり、これら施設等の利用を制限するものではない。

6 各地域の避難経路図



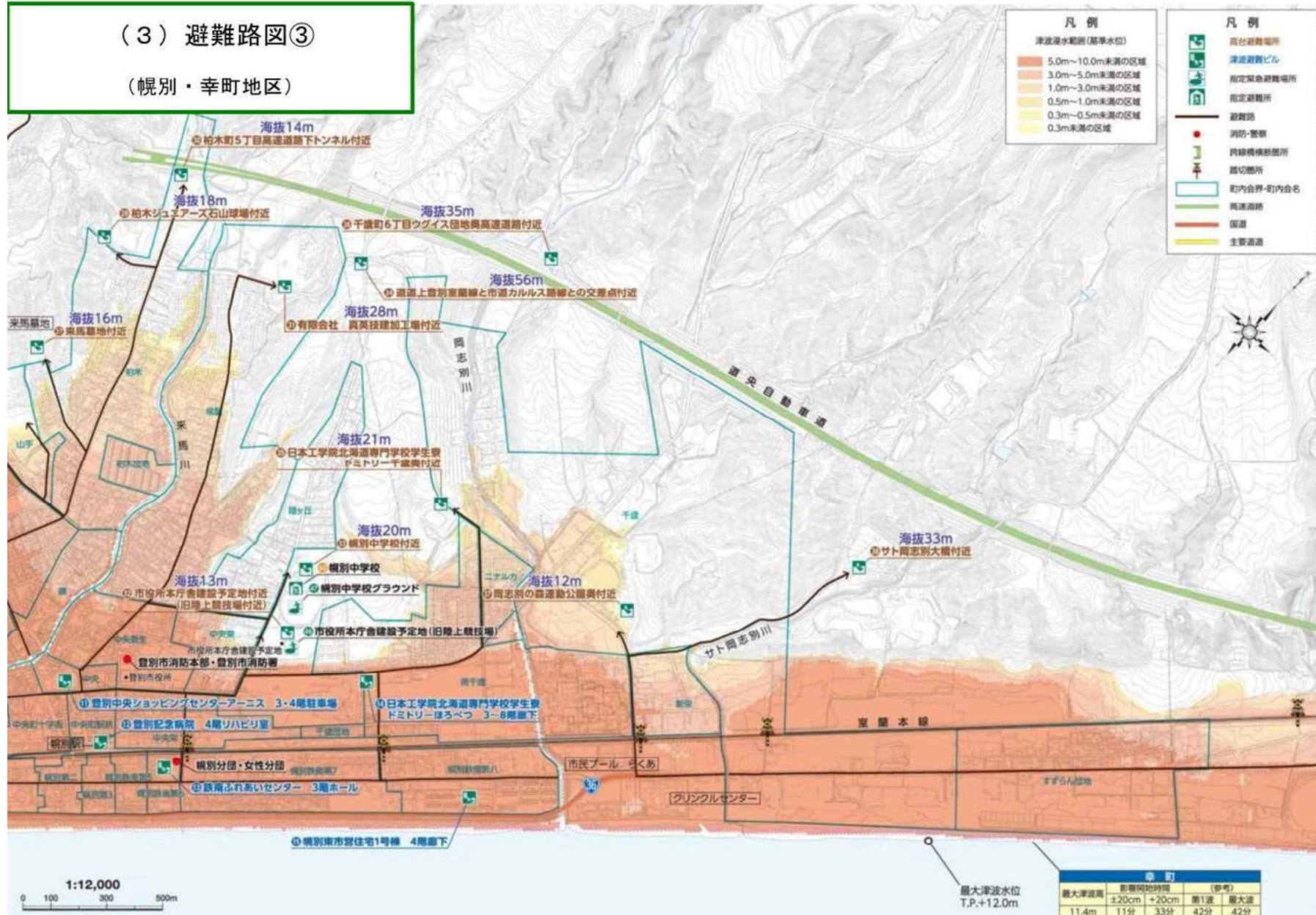
(2) 避難路図②

(富岸・青葉・幌別地区)



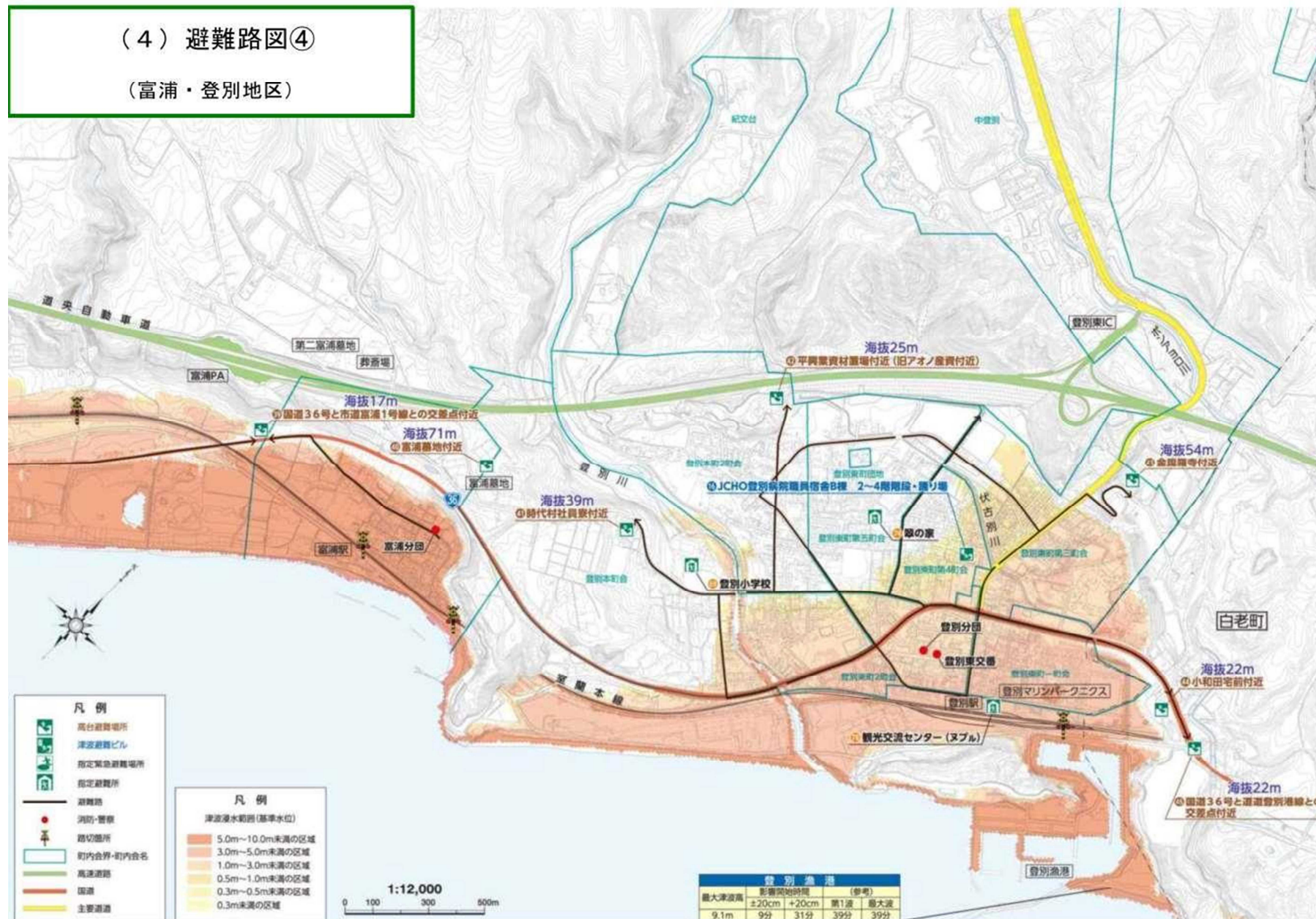
(3) 避難路図③

(幌別・幸町地区)



(4) 避難路図④

(富浦・登別地区)



沿革

平成25年11月 策定

平成29年 2月 一部変更

令和 4年 3月 一部変更

令和 8年 3月 一部変更

登別市総務部総務グループ（防災担当）

電 話 0143-85-1130

F A X 0143-85-1108